

近代日本農事改良史の研究

西村, 卓

<https://doi.org/10.11501/3110956>

出版情報 : 九州大学, 1995, 博士 (経済学), 論文博士
バージョン :
権利関係 :



第五章

明治二一〇年における一老農の農事巡回——福岡県老農高原謙次郎の京都府農事巡回について——

京都府では明治一九年（一八八六）にはやくも林遠里を招聘し、府下全域を巡回・演説させることにより、遠里改良法の導入を企図した。翌年には、福岡県より彼の門弟を実業教師として雇い入れ、府下五〇〇カ所（明治二十一年には一〇〇〇カ所に増設された）に設置した試験田での指導・伝習に従事させた。明治二十一年（一八八八）には、ふたたび遠里を招聘した。

さらに、京都府は、明治二〇年（一八八七）に遠里とは別に、府下を巡回・演説させながら、この試験田の監督のために、福岡県よりあらたに一人の老農を招聘した。御笠郡乙金村の高原謙次郎である。彼は、この巡回・演説の節に見聞した京都府下の農事景況と、とくに山城地方に設置された試験田の状況を、細かな調査項目を定めながら、『京都府農事筆記』として克明に記録した。本章は、この『農事筆記』を素材として、高原の京都府下での活動を明らかにすることが第一の目的である。

そして、彼のその後の来し方を追うことによって、当時、遠里農法に代表される老農農法と横井時敬らの学理農法とが並存・競合の關係にあった福岡県において、老農がそれにどのように対処していったかを示すことにもなった。それは、「老農時代」以降の老農たちの身の処し方の一つを象徴するものでもあった。

高原謙次郎の略歴および事蹟は、次節で明らかにするが、彼は明治八年（一八七五）六月時点で、居村の乙金村と近隣村の筒井・中両村に、八町九反七畝二六歩の田畑を所有していた手作地主であった。彼については、幕末期から社会的に多岐にわたる活動をおこなっていたことから、種々の面からとりあげられてきたが、彼の明治期の勸業篤志家Ⅱ老農時代の活動を浮き彫りにした研究は、管見のかぎりみられない。その意味からすると、本章のもう一つの意義は、彼のこの面をはじめて正面からとりあげたことにある。

第一節 高原謙次郎の略歴と事蹟

高原家は、先祖が「水城の関守」であったといわれ、初代平兵衛が慶長期に御笠郡乙金村庄屋役を仰付かって以降、代々同役を世襲していったという。本家七代和作美清が嫡子の善四郎に乙金村庄屋役を譲ったのちに、後妻とそのあいだに生まれた善七郎とともに隠居家に移り、善七郎九歳のとき、父和作美清の歿により、善七郎が分家をし、初代となるのである。同人が謙次郎の祖父にあたる。

同人およびその子和美成については、謙次郎の筆になる「履歴書」がある。それによると、善七郎は文化十一年（一八一四）普請方を拜命して以降、同一二年（一八一五）夜須・御笠両郡紙方兼帯、文政二年（一八一九）御笠郡観世音寺村庄

屋拜命、同八年（一八二五）筒井村庄屋に転役、この時点で紙方と普請方も兼務していた。天保四年（一八三三）二月には大庄屋格を命ぜられ、同年一月に御笠郡立明寺触大庄屋となる。同九年（一八三八）御笠郡武蔵触大庄屋に転役するが、同一〇年（一八三九）の大庄屋の一斉罷免で役を免ぜられた。以降、同一一年（一八四〇）下大利村庄屋、同年六月筒井触大庄屋助役、同一二年（一八四一）三月以降筒井触、武蔵触、乙金触、観世音寺触大庄屋を歴任し、慶応二年（一八六六）二月八〇歳にして依願免役となる。

謙次郎の父和作美成は、天保一〇年（一八三九）六月に筒井村庄屋役に命ぜられ、以降弘化二年（一八四五）まで、中村庄屋、畑詰触普請方兼務、瓦田村庄屋を歴任し、嘉永六年（一八五三）一月に普請方を免ぜられ、乙金触大庄屋助役となる。安政二年（一八五五）七月瓦田村庄屋依願免役、同三年（一八五六）四月大庄屋助役を免ぜられ、同年五月に国分村庄屋、文久二年（一八六二）九月には観世音寺触大庄屋助役を命ぜられる。そして、慶応元年（一八六五）五月に五六歳にして病死するのである。

その子謙次郎は、母を御笠郡武蔵村松尾与十郎長女とし、天保八年（一八三七）一二月に乙金村で生まれた。以降の彼の略歴及び事蹟を以下に記した。

高原謙次郎略歴および事蹟

天保八年（一八三七）一二月 筑前国御笠郡乙金村に生まれる（西暦一八三八年一月三日生まれ）。

安政六年（一八五九）一月 御笠郡乙金村庄屋役命ぜられる（満二一歳）。

明治四年（一八七一）三月 御笠郡大庄屋拜命（満三三歳）。

明治五年（一八七二）六月 戸長本務、大庄屋兼務を命ぜられる（同 右）。

明治六年（一八七三）二月 第二四区戸長拜命（満三四歳）。

明治六年（一八七三）二月 第一三大区戸長拜命（満三五歳）。

明治六年（一八七三）二月 第一二大区戸長拜命（同 右）。

明治八年（一八七五）二月 第一二、一三大区三等戸長拜命（満三七歳）。

明治九年（一八七六）四月 第一二、一三大区二等戸長拜命（満三八歳）。

明治一〇年（一八七七）一月 第七大区七小区戸長拜命（同 右）。

明治一〇年（一八七七）一月 病氣依願退職（満三九歳）。

明治一〇年（一八七七）一月 第八大区調所一級書記拜命（同 右）。

明治一一年（一八七八）一〇月 福岡県御笠・那珂・席田郡書記に任ぜられる

（満四〇歳）。

明治一八年（一八八五）一〇月 農商務省に対し上申（満四三歳）。

（明治一四〜同一八年まで、那珂・御笠・席田

三郡聯合米苗生糸共進会審査長委嘱せらる）。

明治一九年（一八八六） 那珂・御笠・席田郡競犁会審査長委嘱せらる

（満四八歳）。

明治二〇年（一八八七）

九州沖繩八県聯合共進会委員委嘱せらる（二月一〇日開催、於福岡）。九州沖繩八県聯合共進会において、米種出品、四等賞をうける。

四月 郡書記依願免職、任京都府属、叙判任官八等。八月 病氣依願免職。

同月 福岡県勸業試験場幹事拜命。

一二月 那珂・御笠・席田三郡米種共進会において、五等賞をうける（満四九歳）。

明治二一年（一八八八）一二月 同前（満五〇歳）。

明治二二年（一八八九）三月 榎樹栽培篤志者「高橋善蔵小伝」を選び、公衆に頒布。

四月 糟屋郡尾仲村九郎左衛門その他三名の小伝を選ぶ。

一二月 御笠郡筒井尋常小学校建設につき、金七円寄付

↓賞書。那珂郡雑餉限警察署建設につき、金一円五〇銭寄付↓賞書（満五一歳）。

明治二三年（一八九〇）二月 県勸業試験場職務勉勵につき、金五円賞与。

七月 内国勸業博覧会にて米種出品、褒状授与（満五二歳）。

明治二四年（一八九一）三月 県勸業試験場幹事依願免職。

一二月 那珂・御笠・席田郡書記に任ぜられる（満五三歳）。

明治二五年（一八九二）四月 郡書記依願退職。

御笠郡県会議員に選出せらる（満五四歳）。

明治二六年（一八九三）五月 筑紫郡大野村長に選出せらる（満五五歳）。

七月 那珂・御笠・席田郡米種共進会にて六等賞を受ける（満五六歳）。

明治二七年（一八九四）一月 同前（満五七歳）。

明治二八年（一八九五）一二月 大野村長満期退職。

五月 菅公一千年祭につき、菅公会長黒田侯爵の委嘱により、「太宰府史鑑」を編輯する。

『太宰府各区一覽』を選ぶ。太宰府神社委嘱により『太宰府神社由緒書』を編輯する（満六四歳）。

明治三八年（一九〇五）四月 岩屋城址の麓、観世音寺において、高橋紹運三

百年祭典を挙行する（満六七歳）。

明治四一年（一九〇八）五月 大日本農会より有功章贈与せらる（満七〇歳）。

大正二年（一九一三）

春に「太宰府史談会」を設立（同会は翌三年三月に、「福岡史談会」と合併し、「筑紫史談会」となる）（満七五歳）。

大正五年（一九一六） 七月

乙金の自宅にて逝去（享年満七八歳）。

（『事蹟』の内、明治二二年四月と明治二四年一〇月との記事の間に以下の記載があるので記しておく。）

一、稲作に注意し、穂先三步選種・寒水浸し・畑苗・塩水選・土囲等、選種の方法自家の田畑に試験する事数十年、而して塩水選之簡易にして効益あるを知り、郡内へ誘導する事数十年に及べり。

一、水田を乾田に改良するその効益ある世人の知る所なるも、これを自家の水田に試験し、その効益ある事を計算し、郡内に勧誘する事数十年に及べり。

一、農業教師として、郡内の功労者を他県に周旋する事数十人に及べり。

一、大字乙金字桑ノ浦に荒地あるを買求め、開拓の上、楡樹を植付け、多少の利益を得るも、楡実代価下落し、改良を図り、自今筑後田主丸村清水某へ貸渡し、一町七反余の地より各種の樹苗を仕立つ。

一、山林凡そ一八町歩買求め、樹苗を植付け、追々繁殖を図る。近年伐採多少利益あり。

彼の全生涯を考えた場合、幼年期を除いて大きく四つに区分できる。第Ⅰ期Ⅱ村役人・戸長時代（安政六年～明治一〇年頃）、第Ⅱ期Ⅲ勸業篤志家時代（明治一一年～明治二四年頃）、第Ⅲ期Ⅳ県会議員・村長時代（明治二五年～明治二九年）、第Ⅳ期Ⅴ郷土史家時代（明治三〇年～大正五年頃）である。同区分は、各期ごとのきわだった特徴を抽出して性格づけをおこなっているもので、それぞれの時期区分の特徴が重複しているのは当然である。

第Ⅰ期及び第Ⅳ期におけるそのおもな活動については、武谷水城や筑紫豊らの研究（注2参照）が明らかにしてくれるのでここでは触れない。第Ⅲ期に関しては、彼が明治二〇年代から同四〇年代にかけて種々の「日記」を残しており、それがこの時期の彼を研究する手掛りとなる。本節においては、第Ⅱ期Ⅲ勸業篤志家時代について前記の略歴をおぎなう意味で、京都府農事巡回を相前後する時期の彼について少し触れておこう。

明治一一年（一八七八）いわゆる三新法の成立によって郡制が施行されると、彼は満四〇歳にして郡書記（勸業主任郡書記）に任ぜられた。明治一一年は福岡県における勸業行政の大きな画期をなす年で、明治政府による勸業政策転換の画期。明治一四年（一八八一）の農商務省の創設に先がけて、勸業掛の設置、勸業大小集会の開設、農事通信員制度の設置と、矢継ぎ早に勸業行政機構が形成され、郡村における行政機構をフルに活用しながら、老農的³地方名望家層を勸業行政遂行の担い手として位置づけた年であった。

明治一三年（一八八〇）の秋期勸業大集会において、彼は御笠・那珂・席田郡書記として参加し、第一号議案「節儉共約法ヲ施行スル議」、第二号議案「養蚕生徒派出之議」、第五号議案「千齒扱製造之議」、第一号議案「農学校生徒食費給与ノ議」の討論で発言している。

明治一一年（一八七八）の時点では不明であるが、明治一六年（一八八三）の『福岡県勸業月報』には、郡区庁通信委員として名を連ね、郡書記を明治二〇年（一八八七）依願免職し、京都府属に任ぜられる四月まで、同通信委員であり、明治一八・一九年に県勸業課におこなった通信の控が現存している。それによると、一八年には質問案も含め一二回、一九年には一七回の通信をおこなっている。

彼はこの明治一〇年代には勸業主任郡書記として、郡勸業行政推進の中核をなしており、略歴にもあるように、共進会や競犁会などでは、審査長をも務めている。

郡の勸業行政の推進にとどまらず、県下農事改良のための団体結成にも参画した。まず明治一六年（一八八三）六月には、大日本農会の福岡支会の創立に、小山改蔵、葦津磯夫、横井時敬、林遠里とともに創立委員の一人として参画している。同支会は明治一七年（一八八四）六月および一月時点で、四三七名の最大会員数を示したが、結果的には明治二二年（一八八九）一月二六日の稟告により閉会しているが、一時的にせよ県下各地の老農を結集したその意義は無視できない。

さらに、「筑前各郡農家の名望ある輩を集めて、同業即ち農業家に関する経済、法律、交際等一般の務を議する会」として、明治一七年（一八八四）二月七日に創立された「筑前農家同業会」の御笠郡代表として創立大会に参加している。

以上のような実績をもとにして、時あたかも林遠里稲作改良法導入の全国的気運のたかまりのなかで、明治二〇（一八八七）年四月に京都府属に任ぜられ、同年五月から七月にかけて府下を農事巡回することになる。同年八月には「病氣依願免職」という形で帰福するとすぐに、同年四月に福岡農学校を引き継ぐ形で開設された福岡県勸業試験場の幹事に迎え入れられ、翌年には横井時敬らが主宰する福岡農事協会に加入している。

福岡県勸業試験場の「職制」によれば、「幹事ハ場長ヲ補ケ、庶務ヲ整理ス」るものとして位置付けられ、「職務心得」には、「第一、場内ノ取締ヲナス事 第二、場長不在ノ時代理スル事 第三、定額金ノ出納ヲ監査スル事 第四、諸帳簿整頓スル事 第五、書籍器械ノ修理及用品購求ノ件ヲ監査スル事 第六、試験物品を監査スル事」とそのつかさどるべき職務が明記されている。このことからわかるように、

同場運営上、幹事が重要な位置を占めていたことがわかるであろう。

福岡農事協会員としての彼は、老農としての知識と経験にもとづき、「故高橋善蔵履歴」¹⁶、「旧福岡藩夫役法」¹⁷、「抱持立犂ノ拡張ヲ謀リ併テ牛馬ノ蕃息ヲ望ム」¹⁸の論説を『福岡農事協会雑誌』に掲載している。これらの論説は、老農としての彼の面目を施すものであり、同協会内での彼の役割（同協会にとっての老農的基盤の形成）を示すものであった。

以上、第Ⅱ期の彼についての略歴と事蹟に肉付けをしてみた。次節では、同期の彼の勸業篤志家Ⅱ老農としての象徴的な出来事である京都府農事巡回をとりあげたい。

第二節 明治二〇年（一八八七）京都府農事巡回について

1 資料「京都府農事筆記」について

高原は、明治四四年（一九一一）七月二八日調査の「高原謙次郎著述目録」¹⁹のなかに「京都府農事筆記三卷」をあげている。そのなかで、現在みることのできる資料は、「京都府巡回筆記」²⁰と「京都府巡回日誌三」²¹である。

「三」と番号を付した「京都府巡回日誌」は、彼の巡回の先々でそのつど書きつづったもので、彼の覚書的色彩が強く、走り書状のものである。それに対して、「一」と番号を付した「京都府巡回筆記」は、体裁が一応整い、目次として、①「山城巡回日誌」、②「両丹巡回日誌」、③「麦・菜種改良法」、④「農事巡回参考書」があげられている。しかし、実際の順序は、④③②①と逆になっており、記載自体、加筆・修正・削除がいたるところでみられ、全体は清書の体をなしていない。また、「三」は京都府と印刷された罫紙を使用しており、「一」は福岡県勸業試験場のそれが使われている。以上から判断して、「一」と「三」との関係は、高原が巡回中に見聞、視察、また思いついたことを「三」に書きとめ、それを素材として、帰福後「一」の形にまとめたということになる。ただし、「一」が清書というにはほど遠いことから、清書本の存在を推察させるが、今のところ発見できない。

本章ではおもに「一」により、適宜「三」を利用する形で論を進めたい。

2 京都府の当時の農事景況（稲作を中心として）

高原は、京都における農事改良（稲作改良）について、「一」所収の④「農事巡回参考書」（以下、「参考書」と略す）で総論的に述べている。

まず、京都府下全般の農事および山林の景況が述べられたのち、牛馬耕の奨励と牛馬蕃息の奨励、灌漑方法の改良Ⅱ乾田化の奨励、稲作改良の必要性、宇治製茶の景況、京都府下物産のこと、厩肥利用法Ⅱ灰屋造作の奨励、良稲品種導入のこと、人糞肥施用法の改良、道路運輸条件の改善、由良川利用法の改善が順を追って述べられている。

農事景況、物産、製茶景況、運輸手段の改善などの記述をのぞけば、彼の主張の要点は、乾田化による牛馬耕の導入、良稲品種の導入（ここでは良稲品種の導入、種子交換にとどまり、品種改良については述べられていない）、さらに、肥料作と施肥法の改良をおこない、それらの結合によって京都府下での稲作改良（二毛作の改良・普及も含めて）が可能だということである。

それでは、本項では、高原が改良を意図した京都府下の当時の稲作の実態について、稲作生産力の地域的特質、牛馬耕普及の実態、稲品種の特質、肥料作、施肥法について概観しておこう。

まず稲作生産力の地域的特質であるが、第5-1表および第5-11図をかかげた。稲作反当収量の全府的水準は、第5-11図によれば、全国的水準以上にあるが、大阪・奈良などの近畿高位生産力府県に比すれば低い。しかし、府下を各郡区別に見た場合、地域的に大きな較差が存在していることがわかる。全府反当を基準とした場合、山城全域がそれを超え、丹波地方が各郡ばらつきながら、ほぼそれと同一レベルを示し、丹後地方がそれ以下を示す。全国的には、山城地方が大阪・奈良と肩をならべ高位生産力地域を形成し、それに丹波地方が続き、丹後地方が全国水準よりもかなり低く位置していることがわかるであろう。

高原の地元福岡と比較した場合、山城地方は常にそれ以上で、丹波地方は同一水準もしくは少し高い。それに対し、丹後地方は常にそれ以下である。

以上要約すれば、府とほぼ同一水準を示す丹波地方をはさみ、南の山城地方が全国的に高位に位置する大阪・奈良と同一水準にあり、北の丹後地方が低レベルに位置するという、歴然とした地域間較差を示しながら、この時期の京都府下の稲作生産力は構成されていることがわかるであろう。

次に牛馬耕普及の実態についてみてみたい。資料として直接牛馬耕率を示すものがこの時期にはみられないので、牛馬頭数及び一戸当の農用牛馬頭数をみることによってそれにかえたい。第5-2表をかかげた。

まず府下全体の特徴を述べれば、牛馬頭数を比較した場合、牛二八二〇二頭、馬一〇一二頭で、馬は牛の約四％弱の頭数に過ぎない。農用牛馬頭数をみても、牛が九三・八％を占めるのに対し、馬は六六・五％を占め、牛よりも馬の方が農用としての利用度が低い。

農用牛馬の農家所有の状態をみると、牛は一〇〇戸に三二頭の割合に対して、馬は一〇〇戸に一頭の割合に過ぎない。このことからすれば、農用家畜としては、牛が主体で、若干馬が利用されているという状態である。

以上全体の特徴をふまえて、牛に限定して地域的（山城・丹波・丹後）にとらえずと次のようになる。

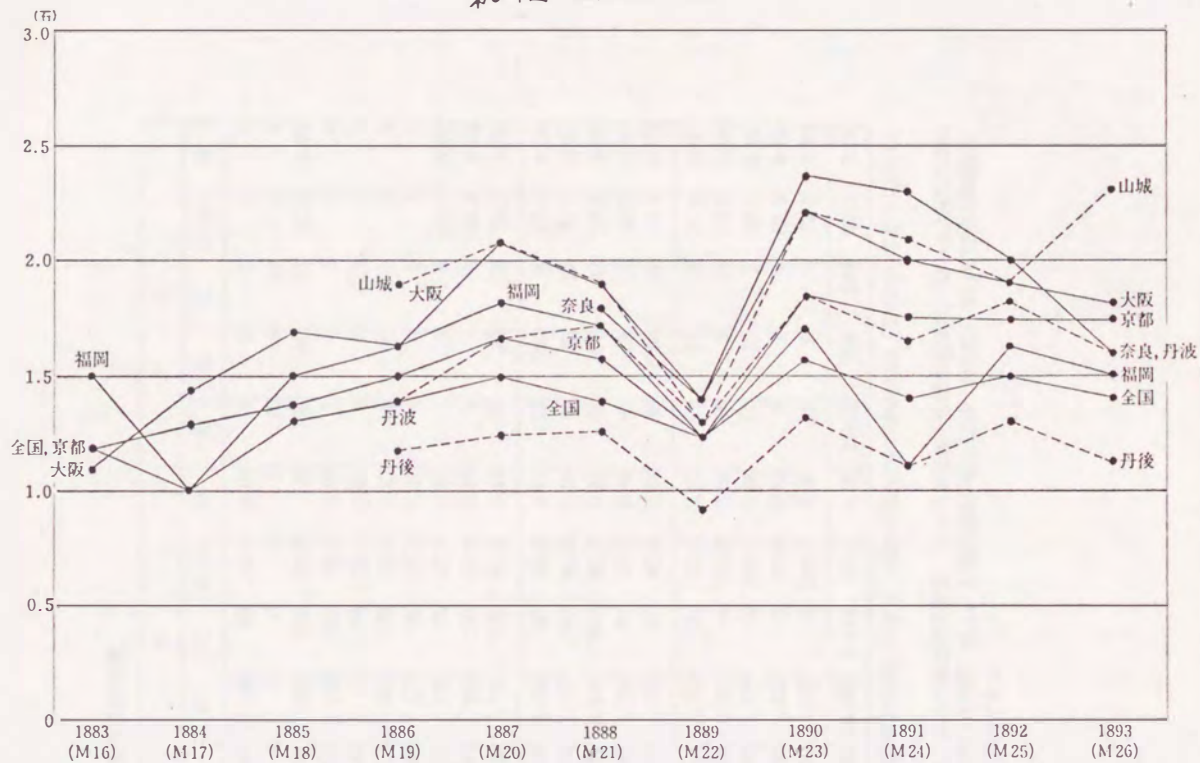
まず農用一戸当所有頭数が府水準を下回る郡区は、丹後地方の加佐郡を除いては全て山城地方である。綴喜・相楽・宇治各郡が、それぞれ〇・二三頭、〇・一九頭、〇・一七頭と少し高いが、他の諸郡区は〇・一〇頭と低く、その中でも下京区・紀伊郡では〇頭、〇・〇一頭と極めて低い。

第五表 京都府下各郡区稻作反当収量表

	郡区名	1881	1882	1883	1884	1885	1886	1887	1888	1889	1890	1891	1892	1893
		(M14)	(M15)	(M16)	(M17)	(M18)	(M19)	(M20)	(M21)	(M22)	(M23)	(M24)	(M25)	(M26)
山城国	上京区	—	2.021	—			—	—	2.081	1.802	2.725	2.128	1.950	2.265
	下京区	—	2.482	2.496			3.040	2.600	2.000	1.687	3.372	2.601	2.508	1.500
	愛宕郡	1.936	1.941	1.581			1.846	2.051	1.912	1.615	2.374	1.997	1.926	2.124
	葛野郡	2.119	2.204	1.480			2.212	2.238	1.878	1.620	2.567	2.255	2.199	2.319
	紀伊郡	2.075	2.155	2.180			2.392	2.351	1.892	0.566	2.064	1.973	1.977	2.389
	乙訓郡	2.169	2.191	1.584			2.065	2.194	2.243	1.183	2.348	2.313	2.035	2.427
	宇治郡	1.978	1.982	1.422			1.864	1.967	1.777	1.342	1.824	1.765	1.781	2.032
	久世郡	2.050	1.975	1.897			1.623	1.596	1.775	0.738	1.929	2.130	1.756	2.198
	綴喜郡	1.724	1.936	1.520			1.682	2.255	1.939	1.457	2.262	2.202	1.872	2.074
相楽郡	1.665	1.743	1.382			1.856	1.991	1.785	1.626	2.271	2.092	1.808	1.917	
丹波国	南桑田郡	1.913	1.903	1.800			1.635	2.065	1.905	1.468	2.135	2.056	2.082	2.013
	北桑田郡	1.534	1.301	1.460			1.491	1.619	1.618	1.399	1.792	1.855	1.828	1.759
	船井郡	1.518	1.447	1.457			1.508	1.628	1.666	1.358	1.692	1.680	1.661	1.502
	何鹿郡	1.249	1.273	0.811			1.174	1.560	1.666	1.160	1.477	1.556	1.854	1.418
	天田郡	1.283	1.287	0.980			1.015	1.477	1.471	1.090	1.706	1.413	1.747	1.408
丹後国	加佐郡	1.094	1.092	0.729			1.119	1.420	1.330	0.973	1.277	1.139	1.374	1.141
	与謝郡	1.101	1.087	1.104			1.159	1.330	1.263	0.929	1.264	1.104	1.282	1.159
	中郡	0.982	0.966	0.911			1.190	1.345	1.269	0.952	1.235	1.140	1.201	1.156
	竹野郡	0.913	1.034	0.867			1.376	1.461	1.420	0.977	1.468	1.269	1.475	1.198
	熊野郡	0.879	0.975	0.845			1.067	1.120	1.077	0.782	1.048	0.891	1.055	0.970
全府	—	—	—			1.506	1.725	1.642	1.199	1.786	1.686	1.710	1.763	

(注) 各年『京都府勲業統計報告』より作成。M17、18年は未見。 単位：石。

第5-1図 稻作反当収量図



(注)・加用信文督修『都道府県農業基礎統計』及び第5-1表より作成。

第5-2表 京都府下各郡区牛馬頭数表

郡区名	牛					馬					
	A	B	C	B/A	D	A	B	C	B/A	D	
山城地方	上京区	87	28	59	32.2	0.08	3	0	3	0	0
	下京区	0	0	0	0	0	40	0	40	0	0
	愛宕郡	517	239	228	55.9	0.10	236	160	76	67.8	0.06
	葛野郡	467	298	169	63.8	0.09	1	0	1	0	0
	紀伊郡	83	19	64	22.9	0.01	3	0	3	0	0
	乙訓郡	312	159	153	51.0	0.07	0	0	0	0	0
	宇治郡	342	251	91	73.4	0.17	0	0	0	0	0
	久世郡	173	152	21	87.9	0.06	1	1	0	100.0	0.00
	綴喜郡	1,005	960	45	95.5	0.23	3	1	2	33.3	0.00
	相楽郡	1,304	1,203	101	92.3	0.19	99	26	73	26.3	0.00
丹波地方	南桑田郡	2,219	2,192	27	98.8	0.41	329	320	9	97.3	0.06
	北桑田郡	1,894	1,627	267	85.9	0.59	49	39	10	79.6	0.01
	船井郡	4,120	3,809	311	92.5	0.51	96	74	22	77.1	0.01
	何鹿郡	3,153	3,056	97	96.9	0.45	47	32	15	68.1	0.00
	天田郡	4,401	4,304	97	97.8	0.54	36	16	20	44.4	0.00
丹後地方	加佐郡	2,246	2,236	10	98.6	0.28	22	17	5	77.3	0.00
	与謝郡	2,315	2,311	4	99.8	0.39	15	5	10	33.3	0.00
	中郡	1,327	1,327	0	100.0	0.46	17	15	2	88.2	0.01
	竹野郡	1,235	1,233	2	99.8	0.35	3	1	2	33.3	0.00
	熊野郡	1,002	1,002	0	100.0	0.38	12	9	3	75.0	0.00
計・平均	28,202	26,456	1,746	93.8	0.32	1,012	716	296	66.5	0.01	

(注) 資料『京都府勤業統計報告』により、1886(明治19)年から1890(明治23)年までのそれぞれの平均値をとった。

A=総牛馬頭数、B=内農用牛馬頭数、C=内運搬用その他牛馬頭数、D=B/各郡区農家戸数=1戸当農用牛馬頭数。但し、各郡区農家戸数は1888(明治21)年から1890(明治23)年までの3ヶ年平均である。

単位：頭、%。

これに対し、府水準をうわまわる諸郡は全て丹波・丹後両地方である。両地方を比較すれば、丹波地方がそのうちでも高く、北桑田郡の〇・五九頭を先頭に、南桑田郡が〇・四一頭を示し、ほぼ二戸に一頭の割合で牛が所有されていることを示している。

要するに、山城地方では農用として牛は少しみられるに過ぎず、丹波・丹後両地方で三分の一から半数程度の農家で農用として牛が飼育されていることを示しているのである。

この農用としての牛の使用は、苗代作り、本田耕起（役畜用）、厩肥作（糞畜用）としてみられたであろうが、耕耘用として牛を使役する場合、いまだ抱持立犁の普及がみられない段階であったがために、そこで使用される犁は「専ら『底犁』及び『ノギサキ』と称される長床犁²²」であった。

高原は『参考書』の中で、京都府下での牛馬耕について次のように述べている。

田畑耕耘ノ方法、山城ハ精ナレトモ、両丹ハ粗ナリ。且両丹ハ牛馬耕少シ様、牛馬耕ノ有効ナル論ヲ俟タス（中略）。管内山城ハ人耕・牛馬耕相半ス。両丹ノ如キハ、人耕八歩ニシテ、牛馬耕二歩ナルヘシ

これによれば、山城地方での牛馬耕率が五〇%、両丹地方が二〇%ということになる。

両丹地方では後述のように稲作の肥料として厩肥が多用されていることから考え合せて、同地方では厩肥作り用として牛の飼育がみられ、耕耘用としては主には飼育されなかったがために、そういった事実から前述の表現となったのであろう。

山城地方に関しては旧来から牛馬耕の少ない地域とされ、「京都近傍の村々を見るに、古来踏鋤を用ひて田地を耕し起すことが習いにて、更に牛馬耕を試みたることなきもの、如し（間々馬耕を為ものなきにあらざれ共、自身も之を他人に奨めず、他人も之を見習はざる姿にて、該地方一般を評言せば此の如し）、今該地方の農民に就て其理由を尋ぬるに、牛馬よりも踏鋤の方、土を起す深きが故に、古来踏鋤のみを使用して牛馬耕を為ざるもの也と云へり²³」といわれている。また、第5―2表の農用牛馬頭数の僅少性からしても、山城地方での牛馬耕の普及率を五〇%とする高原の認識は誤まっていると考えざるを得ない。

次に稲品種についてみてみよう。「京都府下各郡に於ける明治初年以来米作変遷調査²⁴」によれば、明治元年（一八六八）頃には、丹後地方で三五種、丹波地方で三四種、山城地方で三一種の稲品種がみられる。山城地方では千本が高い分布率を示し、当時の山城地方の代表品種とみられる。それに対して、両丹地方では、特に代表的といえるものはあらわれていない。

明治三八年（一九〇五）頃までの品種の変遷をみた場合、山城地方が千本↓播州↓神力へと明確な二度の大きな交替がみられるのに対し、両丹地方では、それほど明確でなく、明治一三年（一八八〇）頃に、丹後の二郡で比較的速やかな交替がみられるが、全体として、代表的と目され、全般に大きく分布を示す品種はみられない。高原の巡回期には、山城地方で千本が代表品種である以外は、両丹地方で、他

種類の品種が交錯して栽培されており、種子交換などが随時おこなわれながらも、品種統一化の動きはいまだみられなかったと考えてよい。

高原は同人の著わした『農業坐右筆記』²⁵のなかで、「白玉・満作・今長者・白藤、上等の稲ナリ。早良白・井尻ホウ・万蔵、中ナリ、小庭・セキトリノ類、下等ナリ」と記し、『参考書』の中で、「山城二丹トモ、稲ノ種類甚タ悪シ（中略）、是ハ稲ノ良種ヲ求メテ播種スレハ、改良ノ効ヲ奏スルナリ、稲ノ種類多キ内、福岡県辺二唱ル万作坊主・白玉・ハツ倉・暁ナト唱フルモノハ皆良稲ナリ、故ニ此等ノ種子ヲ求メテ播種アラン事ヲ望ム」と記している。高原自身、この「良品種」の導入は山城より特に両丹で急務であることには気づいていたようで、「故ニ此等ノ種子ヲ求メテ……」の前に「二丹辺ニテハ」が書き加えられながら、山城への導入も必要との認識からか、抹消されている点からも窺えよう。

高原が「良品種」としてあげた白玉・白藤・万作・今長者などは、穂重型大粒系中稲品種で、西日本における統一品種神力種導入以前に、いわゆる「関西市場大粒米時代」を画した品種であった。²⁶

彼の立場からすれば、多種類の錯綜した品種から多収穫の穂重型大粒中稲品種への交換は、いまだ神力種の導入がみられない段階では最良の手立だったのである。ちなみに、丹波地方ではこの品種が明治二〇年（一八八七）から明治二五年（一八九二）頃には、何鹿郡で「万作」「白玉」が、船井郡で「白玉」がみられるのである。²⁷

次に肥料についてみてみたい。当時の両丹地方では、山野草・厩肥の施用が多くみられるが、前述のように農用牛馬頭数のある程度水準からみてもうなずける点である。また、山城地方では、愛宕郡以外は人糞尿が主流で、このほか粕類（菜種・棉実・焼酎粕など）、魚肥（にしん粕）などの金肥が多用されており、明治二〇年（一八八七）前後からは、石灰も漸増している。²⁸

高原は、『参考書』の中で、府下での肥料作の改良について、厩肥利用法の改良と人糞尿利用法の改良の二点をあげている。まず前者について次のように述べている。

二丹地方秣多キ村落アレトモ、厩肥ヲ作ルノ方法ナシ。改良セスンハアルヘカラス、之レヲ造ルノ方法ハ、第一灰屋ト云フヲ築キ、土堀ニテ凡長三間・横二間・高サ一間半家ヲ造リ、種々ノ肥料ヲ此内ニテ造ル、筑前辺ニテ灰屋ト唱フ、□□□厩肥ヲ時々積置キ、秋ニ至リ之レヲ切り崩シ、肥土ヲ交セ、肥水ヲ施シ、灰屋ニ造リ置、麦蒔付已前三度程切り崩シ、肥料ヲ施シ、之レヲ小肥ト唱エ、肥料中ノ第一等トス、之レヲ麦種ニ交セテ麦種ヲ播種ス、斯クスルトキハ、麦ノ肥料而已ナラス稲作ニモ肥料トナルナリ、然ルニ山城・二丹トモ灰屋ノ設ケアルナシ、故ニ此ノ肥料ヲ造ル能ハサルハ、実ニ遺憾トスル所ナリ

これによれば、両丹地方では厩肥作りの方法なしと断定しており、前述の主要な稲作肥料としての厩肥施用と矛盾するようである。しかし、高原がここでいう厩肥とは、堆厩肥（厩肥＋肥土＋肥水およびその他の肥料の混合による完熟堆肥）のこ

とで、彼は灰屋造作によるその製造と、その効率的施用の山城地方をも含めての必要性を主張しているのである。

人糞尿・金肥施用が主流である山城地方では、その主張は当然なものとしても、厩肥施用が多いとされる両丹地方では意味を持つのであろうか。一つ考えられことは、両丹地方で広くみられた厩肥が、天田郡で「厩肥（未熟）」とあるように²³完熟した堆厩肥ではないということ、すなわち、未熟厩肥の直接的施用がおこなわれていたのではないかということである。この点、推測の域をでないが、少なくとも高原の演説を聴いた当時の両丹地方の農民が、彼の主張する灰屋造作による完熟厩肥の製造に対して消極的であったことを、次の『参考書』の記述は窺わせるのである。

巡回中此ノ造り方ヲ演述スルニ、各所トモ其良法ヲ賛成スレトモ、灰屋ヲ造ルノ手数ヲ厭フノ気味アリ、此灰屋ヲ造ルハ農家ニテ各自ニ造作スルモノニテ、手数ヲ要スルモノニ非ス、此等ハ農事改良第一ノ要点ナルモノト認ム

また、両丹地方での人糞尿利用法については次のように述べている。

人糞を施用ル福岡県辺ニテハ、雪隠ヨリ運搬シテ之ヲ糞坪ニ入レ置キ、時ヲ見合、浴水ニ交セ植物ニ施用ス、今ニ丹ヲ巡回スルニ、雪隠ヲ人家ノ門ト口ニ設ケ、此ニテ直ニ浴水ヲ混シ施用セリ、小水ノ如キモ同様ノ手段ナリ、故ニ臭気家屋ニ□□、第一衛生上ニ障害ヲナシ、第二肥料ノ効能薄シ、彼は大ナル損失アレハ、速ニ改良シ、雪隠ト糞坪トヲ別ニシ、灰屋ヲ造作シ、一ツニハ衛生ノ害ヲ免レ、二ツニハ肥料ノ効用ヲ失スルナキ事、奨励アラン事ヲ望ム

まず第一に衛生上、第二に肥効上、雪隠と糞坪とを別にすることが提言されているのである。

当時の京都府下でもその改良は問題となっており、明治二四年（一八九一）一月の『農工商』第一五号に「農家糞窖の改良」と題する論説が掲載されている。そこでは、まず農家糞窖の改良上で心得るべき箇条として、一、衛生に注意すること、二、廃物利用に注意すること、三、運搬の便利に注意することをあげ、更に改良策として、一、田畑ごとに糞窖を設けること、二、大便下の体裁を改め、すべて硬糞のまま取運ぶようにすること、三、屋敷中なるべく隔たった適宜な場所に少し大きめの糞窖を設け、そこへ小便も風呂水も厩下もすべての下水を誘導注入させること、四、屋敷内の適宜な場所に堆積所を設け、糞窖のおよばないところを補うことをあげている。四の肥料堆積所は、高原のいう「灰屋」にあたるものであり、全体として『参考書』での彼の主張と一致する点が多い。

京都府下の地域的稲作生産力較差を加味して考えた場合、人耕を中心とする深耕、人糞尿及び金肥の多投、ある程度の統一品種の形成などがみられる山城地方では、福岡県の稲作生産力水準を凌駕し、全国的高水準地帯を形成していたために、この時点（明治二〇年前後）での前述の改良法による際立った増収は、少ないといわざるを得ない。これに対して、改良法普及可能地域は、とりあえず、農用牛馬頭数のある程度水準を示しながら、その耕耘利用が少なく、多品種の播種、肥料作の非

効率などによって、稲作生産力の低レベルを示す両丹地方であろう。

これは高原自らも、また彼を招聘した京都府の勸業当局も認識していたようで、農事巡回の重点が、両丹地方では、改良法普及のための演説会に置かれていたのに対し、山城地方では、「京都府巡回筆記一」をみるかぎり、演説会は一度もおこなわず、試験田の丹念な視察と記録に置かれていたことにはあらわれている。

3 丹波・丹後両地方の巡回

高原を京都府属として任用し、農事巡回を担当させようとした府勸業当局の意図は、彼に、明治二〇年（一八八七）に京都府下で林遠里稲作改良法にもとづき設置された約五〇〇カ所の試験田を視察・指導させ、さらには演説会での改良法の奨励により勸業篤志家³⁰老農を鼓舞し、それによって改良法を点から面へ普及させることにあった。

彼が赴任してからはほぼ一カ月後に、「両丹地方農事実現トシテ巡回命セラレ、五月十日府庁ヲ発シ」た。以降の日程、巡回経路、集会人員等については、第5-1-3表および第5-1-2図に示した。

彼の丹後・丹波両地方の巡回を通して、試験田視察は七カ所に過ぎない。それに対して集会（演説会）は、三四カ所で開催され、計一四〇二名の聴衆が参集している。この集会での演説内容については、「京都府巡回筆記一」では、舞鶴にて「米麦改良ノ談話ヲナス」、さらに「京都府巡回日誌三」では「舞鶴町寺ニ而人民ヲ召集シ、稲作改良、麦、菜種ノ事ヲ示談ス」とあるだけで、詳細は不明である。しかし前項にみた『参考書』に示された改良法の要点が演説されたことは想像に難くない。

また、改良法を技術的にささえるものとして、改良農具の普及にも意をはらった。彼は五月二〇日に丹波国宮津より福岡県御笠郡の郡役所に対して、加佐郡分として「雁ノ爪」二三挺を京都府庁宛に郵送する事を依頼している（同記事が「京都府巡回日誌三」にみられる）。また、六月二九日には、「一、雁ノ爪五丁 加佐郡、同拾五丁 与謝郡、同一丁 中郡、同一丁 熊野郡、同一丁 竹野郡、右之通、通運ヨリ配達受取候事」とあり、さらに、七月六日には、「一、犁五挺、鋤先トモニ、一、雁ノ爪拾丁 一箱ニ入ル。右熊野郡之分二候」とある。これらの記事からわかるように、巡回先各郡で演説会ののち、府下各郡からの要請にもとづき、改良法普及のための農具の注文を、福岡県の彼の出身郡役所におこない、運送されてきた分を配布していることがわかる。

要するに、丹波・丹後両地方での巡回は、各地での改良法の演説会に重点を置き、勸業篤志家と懇談、試験田の視察、指導、さらに改良法普及の技術的条件としての改良農具の配布ということが一体としておこなわれたのである。

4 山城地方の巡回

七月一日よりはじまる山城地方の巡回では、両丹地方でのような演説会などは

第5-3表 明治20年高原謙次郎丹波・丹後巡回日程表

月日	天候	記	事	集会人員
5/10	雨	京都府庁発一亀岡一園部着。		
11	晴	園部発一福知山一大江山一宮津着。		
12	同	天橋地方農事の実況を視る。		
13	同	宮津発一由良一舞鶴着。		
14	同	午後2時舞鶴において農事篤志者集会。郡長小野新氏に面会。		70(*74)
15	同	一勢(市場)村にて篤志者集会。		61
16	同	河守村にて集会。		62
17	同	桑岡上村にて集会。農談おわり清道村矢原作右衛門試験田を視る。生立宜し。		40
18	同	由良村にて集会。		50
19	同	惣村にて集会。		40
20	同	加悦村にて集会。		150
21	同	宮津にて休息。		
22	同	日ヶ谷村にて集会。		55
23	同	宮津にて休息。		
24	同	口大野村にて集会。嵯山に至る。		50
25	晴	嵯山にて集会。赤坂村田中源右衛門試験田を視る。		22
26	同	河谷村にて集会。		45
27	同	竹野郡網野郡役所にて集会。		30
28	雨	久美浜にて集会。奥村三木蔵・同松蔵試験田を視る。		70
29	晴	野中村にて集会。		100
30	同	野中村一宮津。		
31	雨	宮津一福知山。		
6/1	晴	厚村にて集会。新庄村足達与三右衛門試験田を視る。		25
2	同	宮村にて集会。		9
3	同	額田村にて集会。額田村衣川吉右衛門試験田を視る。		16
4	同	天田郡役所に出。郡長柳蔭氏に出会す。		
5	雨	福知山を発し、長田村にて集会。長田村高橋源之助試験田を視る。		25
6	晴	綾部にて集会。		19
7	同	物部にて集会。		11
8	同	梅迫村にて集会。		15
9	雨	八津合村にて集会。		8
10	晴	八津合村発一山家一中村。		
11	同	中村にて集会。		47
12	同	橋爪村にて集会。和田村太田源次郎試験田を視る。充分生長す。如斯苗田は穡に見る所なり。		73
13	同	六人村にて集会。		22
14	同	園部郡井郡役所にて集会。		28
15	同	午後3時より鳥羽村にて集会。		39
16	雨	殿田村にて集会。		22
17	同	園部発一亀岡着。郡河に出郡書記熊谷永久氏に面す。午後3時馬路村にて集会。		29
18	晴	馬路村発一周山村着。郡長石川氏に面会す。		39
19	同	比賀恵(江)村にて集会。		14
21	晴	鳥羽村にて集会。		
22	同	鳥羽村発一亀岡着。		
23	同	法貴村にて集会。		35
24	同	佐伯村にて集会。		27
24	同	南桑田郡役所にて集会。		54
計				1,402(1,406)

(注) 資料「京都府巡回筆記一」所収「両丹巡回日誌」より作成。不明な点は適宜「京都府巡回日誌三」により補足した。
 本文末尾に以下の文章がある。「本日(6/24)ニ而兩丹州巡回全ク終ル。五月十日ヨリ六月二十五日(ママ)迄日数四十六日、集会ヶ所三拾四ヶ所、集会人員千四百拾三名(ママ)ナリ(後略)。集会人員の合計と合わないがそのままとした。
 *は「京都府巡回日誌三」の数値。それ故、計も()内はその数値によるものである。

第5-2図 明治20年高原謙治郎丹波・丹後巡回経路図



(注) 「京都府巡回筆記」所収「兩丹巡回日誌」より作成。

一度も開催されず、「京都府巡回筆記」所収の①「山城国巡回日誌」自体も、冒頭より「葛野郡谷口村大田与吉試験田ヲ視ル」とあるように、視察した試験田を逐一書きとどめ、そこでの稲作法を丹念に記録することに終始している。「京都府巡回日誌三」には、彼の同地方試験田視察に当たっての調査項目として次のものをあげている。

字 何村 何某

- 一 試験田何畝歩 何等田
- 一 採種方法上中ノ事
- 一 寒水浸・土囲敷
- 一 月日ノ事
- 一 播種迄日数ノ事
- 一 牛馬耕敷人力敷
- 一 播種ノ月日ノ事
- 一 初量ノ事
- 一 茎ヨリ何茎ナルヤ
- 一 肥料ノ事
- 一 已来注意ノ事ヲ示ス
- 一 螟虫ノ事

視察した試験田すべてにわたって以上の項目が記録されているわけではないが、いちおう「山城国巡回日誌」にもとづき第5―4表を作成した。更に第5―3図により彼の巡回経路を示した。第5―4表より、彼の視察した試験田の景況を概観しておこう。

まず試験田の反別であるが、一町二反歩の紀伊郡伏見村梅野藤次郎試験田（8、同番号は第5―4表に掲載した試験田の番号である。以下同じ）を上限に、二畝歩の綴喜郡内里村長村小左衛門試験田（4―1）まで幅があり、個々の担当者にまかせられていたようである。品種は、前述のような統一のとみられるものは、記述されているかぎりみられない。ただし、紀伊郡吉祥院村の安田助之丞の試験田で奥田穂種³⁾が三カ所（28―11、28―12、28―13）播種されている。また、神力種が（4）で、さらに、安田助之丞の品種試験として（28―15）でみられる。

採種法であるが、林遠里稲作改良法では穂先三步選が奨励されており、改良法にもとづく未記載の試験田ではそれがおこなわれていたであろうが、記載のある場合、通常法（通常法とは穂先五歩選のことのようである）が、六カ所（22）（29）（32）（37）（48）（50）でみられる。

選種法は、林遠里稲作改良法では浸種法としての寒水浸法・土囲い法がそれを兼ねるので特記されていない場合が多いが、籾による選種が二カ所でみられる。

浸種法はほとんどが寒水浸法・土囲い法で行なわれている。しかし、注意してみるとそれ以外の浸種期間を示す試験田が何カ所かみられる。（1）（3）（10）（11）（13）（16）（23）（29）（48）などがそれである。

第5-4表 明治20年7月高原謙次郎山城国巡回試験田表

No	巡回日	郡名	村名	担当者名	反別(畝)	品種	採種・選種法	浸種期間及び方法
1	%	葛野郡	谷口村	大田与吉	3.00	次郎兵衛		%、旧種。
2	同	同	梅ヶ森村	岩沢甚藏				寒中より桶浸し。
3	同	同	北大山村 (大之山ノ邊2ヶ)	井田林之助		ヨクタシキキ		%、通常。
4	%	同	上郷磯村	井上与一郎	15.00 15.00	白千本 神力	三回蔵	%、流水浸。
5	同	同	千代原村	長 寿 郎	12.00	播磨		
6	%	紀伊郡	蘆島所田村	木村五郎右衛門				%、
7	同	同	竹田村	河野利八	85.00			寒水浸。
8	同	同	伏見村	徳野藤次郎	120.00			寒水浸。
9	同	同	深草村	大久保治郎右衛門				
10	%	宇治郡	龍崎村	高田源右衛門	2.15			%、
11	同	同	小栗橋村	山田忠右衛門	11.9.26	四国		%、(凡そ60日間)
12	同	同	石田村	林安次郎	3.18			%、
13	同	同	日野村	字野半右衛門	13.9.26 5.09			%、(22,3日浸す)
14	%	同	宇治郡 藤原村	西村丑之助	12.00	二本種		%、
15	同	同	藤原村	武内太左衛門				
16	同	同	池尾村	上築宇右衛門	4.20			流湯より八十八夜まで、 通常。
17	同	同	二尾村	松田孫右衛門				寒中より流水浸し。 %引上げ。
18	%	同	炭山村	酒谷竹次郎	30.00			寒中より流れ川浸し。
19	同	同	同	飯田栄次郎				寒中より水浸し。
20	同	同	同	多田藤兵衛				同上。
21	同	同	東野村	土橋秀忠				%-%
22	%	同	日岡村	黒沢新次郎			通常	%-%
23	同	同	御陵村	山本勇次郎				20日間水浸し。
24	同	同	竹鼻村	伊東庄太郎		千本		%、水浸し一砂囲い。
25	同	同	川田村	吉岡忠次郎				寒中より水浸し。
26	同	同	上花山村	林兵太郎				井水4尺余の所に水浸し。
27	%	葛野郡	壬生村	八木作藏 八木勇次郎				
28	同	紀伊郡	吉祥院村	安田助之丞			通常より早く 刈り取り。	溜池にて寒の明より75日 水浸し。
1	同	同	同	同		奥田總		寒水浸。
2	同	同	同	同		グクタホ		
3	同	同	同	同		一本草		
4	同	同	同	同		茂り種		
5	同	同	同	同		神力種		
6	同	同	同	同		大岡總		
7	同	同	同	同		一本總		
8	同	同	同	同		大黒總		
9	同	同	同	同		弥助總		
10	同	同	同	同		タラレス種		

播種日及び量(坪当)	播種日及び株数	肥料	耕法及びその他	備 考
%		人糞、草肥		
				7.8歩失敗、残り1畝より15本発生。
%、1.0(升)		人糞を浴水にとき 器用		
%、0.4(+)	%、%	糞水、馬糞、草肥、 酒粕、石灰		無芽のため9日間干し、7歩発生。 1本より6本発生。
%、0.3(+)	%	家鴨糞、油粕		
%	%	油粕、人糞	牛耕	
0.7(+)		油粕、小便肥		
				植付後洪水のため成長悪し。 悉皆腐敗したり。
%	3、4本を補付	牛舎肥(石灰混合)		生立直し。
%、0.8(+)		人糞、石灰	牛耕	
%	%	人糞		
%	%	石灰、人糞	馬耕	
%、0.6(+)		人糞、馬肥、火酒粕		
				主人他行にて詳かならず。
%		人糞		
	%、坪50株	草肥、馬糞	牛耕	引上げ後10日間干し。
%、0.8(+)		人糞		何れも能く成長す。巡回中輪に見る 所なり。
%				
%、1.5(+)	同上	牛舎肥、油粕		
%				苗床にて凡そ5本となる。
%、0.4(+)	%	牛糞、草肥、人糞 各々混合	馬耕	
0.6(+)	1株=3、4本	人糞		
%、0.5(+)				
八十八夜頃		人糞		
				1町歩余の種子、悉皆腐敗す。
				2人とも腐敗す。
%苗時付、0.5(+)	坪36株	移植田へ小水		氏は農事業志にて本年下記の試験 田設置。作人北村金右衛門。
%、0.4(+)		干粕、焼肥、土肥、 草肥		第1号 林選里法。
陸田		油粕、米糠、干粕		第2号 壬(丹)生谷氏の法。
		油粕		第3号 旧法、岡山県安田陸一より 取寄せ。
		干粕		第4号
		カリシヤン		第5号 旧法。
		人糞		第6号 滋賀県大岡村左衛門の選種 法。
		干粕		第7号 三重県品評会にて一等賞を 得るの種子なり。
		小便		第8号 大坂府品評会にて優等の分。
		干粕		第9号 兵庫縣。
		多分に肥料を用い て倒れず。		第10号 当村神原与左門、乙訓郡 瀬生村より得たる分。5、 6年前より収種多し。

第5-4表のつぎ

No.	巡回日	郡名	村名	担当者名	反別(畝)	品種	採種・選種法	浸種期間及び方法
11	%	紀伊郡	吉祥院村	安田 助之丞		キス穂		
12	同	同	同	同				
13	同	同	同	同		一本種メ		
14	同	同	同	同		岡田種		
15	同	同	同	同				
16	同	同	同	同		ワクタホ		
29	同	乙訓郡	寺戸村	谷川市次郎	(1本下田) 5.12		通常	%~%、%一芽出し。
30	同	同	大山崎村	福本 宗五郎	(2本下田) 7.00		下々田に採る。	%~%
31	%	綴喜郡	八幡町	安田 貞吉				1月寒入より砂圃。
32	%	同	御牧村	中村 孫三郎	7.28		旧慣の通り。 籾にて覆+種る。	%一、砂圃。
33	同	久世郡	市田村	芳川 太平				土圃-%掘出、二歩過発芽。
34	同	同	佐古村	高村 新造				溜池に浸す。
35	同	同	高野村	中川 新三郎				
36	同	同	同	高川 松之助				
37	%	綴喜郡	岩田村	山村 松之助			通常 (穂先五歩)	寒中暖水浸、%浸川浸-% %引上げ、干す第2日、発芽。
38	同	同	同	中野 来吉				
39	同	同	大住村	吉田 喜助				
40	同	久世郡	大久保村	北岡 金之助				
41	同	綴喜郡	内里村	長村 小左衛門	2.0	大黒		寒中より水浸し。 %水中にて砂圃。
42	%	同	東村	古川 孝太郎				
43	同	同	草内村	奥西 源三郎	7.0			%より水に浸す。
44	同	同	同	奥西 儀次郎				
45	同	同	飯岡村	出島 善九郎				
46	同	同	井手村	中福 久四郎				
47	同	同	同	宮本 弥次郎				%~寒水浸。
48	%	同	上村	森 萬喜太郎			通常	27日間水浸し。
49	同	同	宮津村	井上 喜右衛門				%、川砂の内に囲う。
50	%	同	木津村	岡田 育松	11.29		通常	%、川底に埋める。 後、水浸15日。
51	同	同	法花寺(新)村	谷口 熊吉		ササカフリ		%浸種。
52	同	同	大野村	前田 清一郎				小寒より浸種。 -%引上げ。
53	同	同	里村	川越 次右衛門		大和坊主		小寒より水浸。
54	同	同	釜塚村	田中 藤右衛門				小寒より水浸、-%引上 げ後、7日間砂圃。
55	%	久世郡	宇治町	中尾 安次郎				寒中より浸種、 -%引上げ。
56	同	同	同	清水 治三郎				
57	同	同	同	梶 菊松之丞				
58	同	同	同	辻 利助				%~土圃。

(注) 「京都府巡回日記」所収「山城国巡回日記」より作成。「京都府巡回日記三」参照。
明治20年における林道里船作改良法にもづく試験田担当者名は、「京都府第五回勸業統計
報告」の一部が収録されているが、高原の「日記」中の担当者名及び村名と異なる場合があ

播種日及び量(坪当)	播種日及び株数	肥料	耕種法及びその他	備考
		干粕		第11号 岡田種籾、丹波宮津にて品 評会より採種分。
		干粕、小便		第12号 中村孫三氏の法(床直し法)。
	1本ずつ播種			号外の1
				号外の2
				号外の3 各府県より10種ずつ植付分。
		干粕、カリナン、 油粕、石灰混合		号外の4 肥料代金5円の見込。
0.4(+)	坪36株	人糞、干粕、馬糞、 山草		
%、0.7(+)	%	種々混用	牛糞(5回耕種)	肥料代金1円20銭の見込。
%、天然蔴		人糞、馬糞、醬油粕	牛糞	
0.7(+)		人糞と蔴灰の混合。	人糞	平年稲茎20本発生、1茎120粒。
				苗代にて露散す。
				露散す。
				全く露散す。
				全く露散す。
				茎ごとに5本ずつ子生さず。
	%、1本ずつ植			No37と同様なり。
				No37と同様なり。
				茎37本に至る。
	1本ずつ植	油粕		長村氏は農事集志にて数ヶ所試験田 を設け、種々の方法にて試作す。
				同村は20名、寒中より砂圃、多くは 露散す。
%、0.3(+)		人糞、干粕		
				No43とはば同様の方法なり。
		人糞、風呂水、粕、 鱈魚、油粕		種子は悪水にて露散す。故に池より 8升取寄せ種付く。
%	%	山草、油粕、ヤキ肥、 干粕、人造肥料		宮本氏は戸長たり。人民半先せんた め充分試験田を設けり。
%	1株5本充、坪36株	山草、鱈魚		
%、0.6(+)	%	干粕、米糠、醬油粕、人 糞、草ワラ、干草、大根葉	%、%、両度に種 爪打	
0.8(+)	坪32株	酒粕、水肥		
%、0.5(+)	%			
0.7(+)	%		騎手にて2度打返 す。牛糞	
	%			新・旧法葉数比較試験 (旧30葉、新36葉)
	%	水肥		
%			油粕、醬油粕	人糞
島苗代、0.5(+)	%~土圃			

る。単純な露散、露圃によるものが多いとみられるが少し注記したが概ねそのままとした。
7月23、25日が欠けているが、23日は不明、25日は、相楽郡役所にて郡書記と面会し、農事
誌誌をなしただけで、視察はしていない。

京都府下の場合、試験田の設置は、改良法によるものと旧慣法によるものを併行的に設置しており、明治二〇年（一八八七）における「試験田成績表」³²によれば、同一人が新・旧両方を担当している場合と、別人がおのおのの新と旧を担当している場合とがあるが、どちらにしても新・旧試験田一カ所ずつを一組とし、坪刈による反当収量の比較をおこなっているのである。そのことから考えて、前記した試験田は、旧慣法にもとづく比較対象試験田と考えられるのである。

播種日は最も早い試験田で（51）の四月二日、最も遅い試験田で（3）の五月一日であり、多くは四月下旬頃である。播種量は苗代坪当一升五合（20）が最高で、最低は（5）（43）の三合である。平均六合ほどである。

挿秧日は最も早い試験田で（5）の五月一日、最も遅い試験田で（6）の六月二五日であり、多くは六月上・中旬に集中している。株数はほとんど記載がなく、記載のある場合で（17）の坪五〇株を例外とすれば、坪三二株から三六株ほどである。

肥料に関しては、前述のとおり、人糞尿と粕肥・魚肥などの金肥が圧倒的に多く、そのほか草肥・焼肥・厩肥・石灰が少し施用されている。耕耘法については記載分だけみれば牛馬耕八カ所、人耕四カ所とあるが、ほかの未記載試験田では不明である。

以上の試験田表をみて二つの点を特に指摘しておきたい。まず第一点は、勸業課などが作成する「成績表」では表面にあらわれない「失敗した試験田」の視察をおこない、記録している点である。

「成績表」では「是レ新旧トモ各課員出張其田ニ就き坪刈セシ結果」³³を示したもので、坪刈不能な試験田は当然除外されており、その分その結果に対して過大な評価をうけざるを得ない。第514表で失敗した試験田は、そのほとんどすべてが種籾の腐敗によるもので、（2）（9）（26）（27）（33）（34）（35）（36）（42）（45）の一〇カ所所がそれである。寒水浸法・土囲い法にもとづいていると思われる四五カ所程の試験田の二二%にあたる。

種籾の腐敗は、寒水浸法・土囲い法の最大の欠点として酒匂常明、横井時敬、船津伝次平などによって批判された点であり、実際に、島根県ではこれが林遠里稲作改良法の普及の一つの障害となった事は第四章で指摘した。

この視察で種籾の腐敗による失敗を目のあたりにしたせいも、高原自身、寒水浸法・土囲い法の二法に関しては、それが林遠里稲作改良法の中核的部分にも関わらず『参考書』では、いっさい触れていない。また本章第二節でみた彼の自筆「履歴書」のなかでは、「稲作に注意し、穂先三步選種・寒水浸し・畑苗・塩水選・土囲等、選種の方法自家の田畑に試験する事数十年、而して塩水選之簡易にして効益あるを知り、郡内へ誘導する事数十年に及べり。」として塩水選の優位性を認める結果となっている。

第二の点であるが、試験田担当者なかで、勸業篤志家Ⅱ老農の一つの型ともいふべき人物をみることができるといふ点である。その人物は紀伊郡吉祥院村の安田

助之丞である。

彼は北村金左衛門を作人として試験田(28)を設置したが、ほかに(28-1)から(28-16)の一六カ所の試験田を別途に設置している。農法試験が(28-1) (28-2) (28-6) (28-12)の四カ所、品種試験が(28-3) (28-7) (28-9) (28-10) (28-11) (28-15)の七カ所、肥料試験と思われる所が(28-16)の一カ所、不明四カ所でおこなわれている。農法試験では、林遠里法・壬生谷氏の方法・大岡利左衛門選種法・中村直三床直し法が行なわれている。品種試験では、神力種のほかに府下および近畿各府県、さらには、岡山県より取寄せた品種が試作されている。この取寄せが各地品評会での優良品種であったことをみれば、この時期の品評会のはたした一つの役割が理解できよう。

高原が「山城国巡回日誌」で「安田氏ハ農事篤志ニテ」と述べるまでもなく、その農事改良に対する安田助之丞の情熱は以上の試験田の数およびその内容によって充分理解し得る。

こういった実験的態度が当時の勸業篤志家Ⅱ老農の一つの姿を示すものであるが、さらにいえば、彼は、当時京都府でも積極的に導入がはかられた林遠里稲作改良法に安直に飛びつかず、林遠里法を実験の第一にとりあげながらも、他の改良法や品種改良などにも眼を向けている老農であったといえる。この姿勢は、彼の農業生産の基盤である山城地方が、当時全国的にも高い稲作生産力水準を誇っていたことと不可分のものであった。

さらにいえば、このような地方では有志農会を積極的に組織し、改良法それぞれに対してその効用を鵜呑みにせずに、実験をおこない、かつ議論をふまえて取り入れべきか否かを主体的に決定しようとする立場をうかがうことができる。安田助之丞の居村吉祥院村は有志農会Ⅱ興農会の地元であり、興農会自体にみられる実験的立場を体現したものと、彼のような態度を読み取ることができる。ここに老農の一つの型Ⅱ高位稲作生産力型老農ともいうべきものをみてとれないであらうか。

以上、高原の丹波・丹後両地方および山城地方での農事巡回をみてきた。前者では演説会での改良法の普及それぞれ自体に重点が置かれ、後者では改良法の実際(失敗も含めて)と同地方での種々の改良に熱心な老農の試験田の視察に重点が置かれていた。

福岡地方での豊富な農事経験をもとに、京都府属に任せられ、京都府下を巡回した高原の眼には、京都府下の稲作生産の発展が、おくれた北部とすすんだ南部という構図を持って写ったであろう。ときには雄弁に、ときには謙虚に、彼の京都府農事巡回は、その目的が達成されたかどうかは置くとして、少なくとも彼の老農としての経験蓄積に大きな役割をはたしたことだけは確かである。

明治一〇年代後半から同二〇年代にかけての時期は、各地での稲作改良の気運に乗って、林遠里の稲作改良法が全国的に積極的に導入が企図された時期であった。全国各府県では、林遠里を招聘し、巡回・演説させ、さらに試験田を設置し、そこでの実地指導のために福岡県からの実業教師を雇い入れたのである。

京都府でもその例にもれず、明治一九年（一八八六）に林遠里を招聘し、府下全域を巡回・演説させ、明治二〇年（一八八七）には試験田を約五〇〇カ所設置し、さらに同二一年（一八八八）にふたたび彼を招聘するとともに、試験田も約一〇〇〇カ所に増設し、そこでの実地指導のために福岡県から実業教師を雇い入れたのである。

京都府での林遠里の巡回は、明治一九年（一八八六）の分はわからないが、明治二一年（一八八八）一月から二月にかけての分は、林家文書にその「日誌」が残っている。それにより第5―5表と第5―4図を作成した。この経路は高原の巡回したものとほぼ重なっている。

前述したように、明治二〇年（一八八七）には約五〇〇カ所に試験田が設置されているが、その「坪刈成蹟調」によれば決して一様に改良法が旧慣法を反当収量の面で凌駕しておらず、とくに、山城地方では凌駕しているのが新旧一組とした六二組の試験田中三九組に過ぎない。これは丹波・丹後両地方の試験田四八組中四六組が凌駕しているとは好対象である。

福岡県からの実業教師の府下への派遣は、第5―6表に示したように、明治二〇年（一八八七）一〇月から同二二年（一八八九）一二月にかけて、その数一二名であった。派遣郡をみれば不明一名をのぞいて山城地方では周辺部の相楽・愛宕両郡にかぎられ、ほかはすべて丹波・丹後両地方に集中している。この偏った分布は、第二節2でみた京都府下における稲作生産力の地域的較差と、それを生んだ技術的相違の如実な反映とみることができるであろう。

以上のように、京都府下で林遠里稲作改良法が勸業当局によって導入されようとしていた時期に、高原を京都府属として任用し、府下を巡回せしめた理由を、第一節で概略した明治一〇年代における農事体験と、そのなかで培ってきた技術的優秀さにだけ求めることは、不十分といわざるを得ない。もう一つの理由を、彼が少なくともこの時点において遠里改良法の「優位性」を認め、その普及に熱心であり、かつ林遠里との深いつながりを持っている人物であったということに求めるべきであろう。

彼が技術的に習熟していたかどうかは、彼の自筆「履歴書」の文言を文字どおりとるとして、本説では、林遠里と彼のつながりを明らかにすることとしたい。

まず一通の書簡を紹介しよう。差出人は高原で宛名は林遠里である。日付は明治二〇年（一八八七）五月一〇日となっており、同人が京都府の農事巡回のために京都府庁を發した日である。

弥御安静奉賀候、次二万事無異消光仕候、御安神被下度、然者管内農事実視被

命候二付、本日十日京都出發、与謝郡出張候、今ヨリ五十日間二而相濟候見込
二而候、左之処、先生御巡回之御都合不分二付、御通知被下度候、当時氣候不
定二付、御自愛被成度候、右御訪問旁寸楮如此二御座候、頓首

高原 謙次郎

二十年五月十日

林 遠里様

自分が「農事実視」のために出發することを伝えるとともに、林遠里の京都府への再巡回の予定を問い合わせているのである。この文面からして、親密な信頼関係を感じさせるが、読み込み過ぎであろうか。

第516表でみた京都府派遣の実業教師のうちの高原謙造は、第一節でみた高原本家筋の人間で、本家一〇代善一郎の子であり、謙次郎とは縁戚関係であった。⁴⁰彼は「実業教手派遣人名一覽表」⁴¹によれば、明治二二年（一八八九）一月から同年一二月まで兵庫県川辺郡に、また明治二三年（一八九〇）一月から同二五年（一八九二）にかけて宮崎県西諸方郡に派遣されており、遠里門弟中でも優秀な社員であったようである。

謙次郎が「履歴書」のなかで、「農業教師として、郡内功労者を他県に周施する事数十人に及べり」と述べているが、そのなかの一人が高原謙造であった。謙次郎は、具体的に「稼亭抄筆」⁴²巻四十二のなかで、「謙次郎ヨリ他府県へ農事教師として周施したる人名」として、高原謙造のほか乙金村舟越源太郎、同舟越七郎次、中村見城孫七、山田村香野嘉作、畑詰村染原卯平、五十川村谷又六、白木原村田中源蔵、塔原村田中清蔵、不明一の九名をあげている。注目したいのは、この九名中に遠里門弟の実業教師として派遣された舟越源太郎、染原卯平、田中源蔵が名を連ねていること、⁴³さらに勸農社卒業生である谷又六の名がみえることである。⁴⁴高原謙造を含め一〇名中五名までが遠里門弟の実業教師であったことからしても、林遠里と密接な関係をもっていたと推察することができる。

この節の最後に、次の資料をあげておく。⁴⁵この資料は、林遠里が明治一七年（一八八四）に富山県に招聘された際に、謙次郎が手向けた送別の辞である。その格調高い文章のなかに、彼の林遠里に対する信頼と期待をみてとるには余りある。

送、林遠里君赴テ富山県

君夙ニ稲種生育ノ良法ヲ發明シ、勸農新書ヲ著シ、其名全国ニ著ル、又内国勸業博覧会・共進会ニ於テ特別ノ褒賞ヲ受ケ、其名益江湖ニ博シ、今爰ニ明治十七年九月富山県ニ聘セラル、君其聘ニ応シ、発途近キニアルヲ以今日コ、二離宴ヲ開ク。豈一言ノ臚ナカルベケンヤ、語ニ曰ク、高二登テ呼ル者ハ其声大ナラスシテ遠キニ聞ユト、今君コレニ反シ、身西海ニアリテ其名全国ニ聞ルモノハ何ソヤ、是レ君力実アレハナリ、将夕君西海ニアリテ遠ク北地ヨリ来聘スルモノハ何ソヤ、是レ君力実アレハナリ、誠ナルカナ、実アルモノハ必ス花アリト、夫レ君力如ク栄誉ヲ重ネタルハ、独リ君力栄誉而已ナラス、我カ福岡県ノ栄誉ト謂フヘシ、誰レカ君力為メニ祝セサランヤ、誰レカ本県ノ為メニ賀セサ

ランヤ、然レトモ、之レヲ全国ニ及ホス前途猶遠シ、君ソレ之レヲ勉メヨ、今ヤ残炎未タ退カス、秋冷稍催スノ時季ニ際シ、君遠ク北山ノ嶮路ヲ超ス、三越ノ地ニ至ル行旅宜シク意ヲ用ユヘシ、且北地雪深ク寒烈シ、冀クハ、君国家ノ為メ自ラ重シ、自ラ愛シ、無異健全ニシテ期ノ如ク帰ラレン事ヲ禱ル

明治十七年九月十日

高原謙次郎

小括

明治二〇年（一八八七）を前後とする時期、福岡県においては林遠里稲作改良法と横井時敬の考案した塩水選種法とが、並存・競合の状態にあった。

前者の場合、福岡県での明治一〇年代における実績を基礎に、全国へその舞台を移しつつあり、林遠里の各府県への巡回と遠里門弟の実業教師の派遣がブーム的ともいうべき状態を生み出したのである。

それに対して後者の場合、全国的普及のための前提として、地元福岡県においてより深く直接農事改良に携わる勸業篤志家Ⅱ老農に浸透する必要があった。そのために近代農学的立場から比較実験を繰りかえし、彼らにその「優位性」を指し示し、さらには、明治一〇年代後半より活撥化して来た県下各地での農談会・共進会・品評会等に直接出向き、演説・実地指導により啓蒙しつつあった。これを担ったのが横井時敬が初代場長を務めた福岡県勸業試験場（前身の福岡農学校も含め）であり、その啓蒙団体としての福岡農事協会であった。

このようななか、高原は、本章で明らかにしたように、京都府農事巡回の前までは林遠里稲作改良法の「優位性」を認め、その全国的普及のために一役かったのである。しかし、彼が京都府農事巡回より帰福するやいなや、勸業試験場の幹事に奉職する。これは、京都府巡回によって林遠里稲作改良法の成功と失敗、光と影を目のあたりにしたこと、また彼の甥であり娘婿でもあった高原俊太郎（福岡農学校卒、福岡農事協会設立当初の会員）の助言もあったと思われる。

高原は、この勸業試験場で労練な幹事として、有能な老農として実験と普及につとめ、そのなかで塩水選種法の「優位性」を認めることとなる。しかし、明治二四年（一八九一）には同職を辞し、郡書記Ⅰ県会議員Ⅰ村長の道をすすみ、明治三〇年（一八九七）頃からは郷土史家として晩年光をはなつのである。その意味からすると、この明治二四年（一八九一）は、高原の老農としての農事改良の中心舞台からの退場の年であった。

時あたかも明治二五年（一八九二）には、横井時敬の『稲作改良法』の再版が行われ、それまでの勸業試験場での比較試験の結果にもとづき、最終的に林遠里稲作改良法の中心たる寒水浸法と土圃い法の「非科学性」が宣言される。さらに、明治二四年（一八九一）には、福岡農事協会がそれまで勸業試験場および旧福岡農学校関係者に会員を限定していたことを改め、その範囲を拡張し、六一一名という会

員を擁する福岡県下最大の農業団体となったのである。この改組による会員の急増は、従来、県下各地での農事改良の中心的役割をはたした老農の入会によるものである。

それにもない、同協会の機関誌であった『福岡農事協会雑誌』も、あらたに『福岡勸業雑誌』と改名されたのである。ちなみに、それまで県勸業課が毎月発行していた『勸業月報』がこの年に廃刊となり、その役割が、『福岡日々新聞』、『福陵新報』、『商事新報』の地元三紙と、『福岡勸業雑誌』に代替されることになった。

この同協会の改組と機関誌の改名とは、いわば同協会の老農的基盤形成の一つの到達段階を示すものであった。このように考えた場合、高原の勸業試験場幹事の辞職は、同協会における彼の役割の終焉を象徴するものであった。明治二〇年代後半を転機として全国的に「老農時代」が終り「試験場時代」がはじまるが、この高原の態度はまさにこのことを身をもって示したといえるのである。

- (1) 高原家文書「明治八年六月二十七日改 改正反別所抜帳」による。
- (2) 武谷水城「故高原翁と平野国臣」(『筑紫史談』第一集、所収)、筑紫豊「『太宰府史鑑』(複製版) 解題」(文献出版、昭和五〇年)など参照。
- (3) 近藤典二「大庄屋系譜考」(『筑紫野の地方史』、葦書房、一九八四年、所収)による。
- (4) 高原家文書「履歴書」。
- (5) 同前「高原謙次郎履歴書」による。
- (6) 拙稿「明治十年代における地方勸業機構の形成と展開(一)(二)」(同志社大学『経済学論叢』第三七巻第三・四号、第三八巻第四号、所収)参照。
- (7) 秀村選三「明治十三年福岡県『秋期勸業大集会決議録』(九州大学『経済学研究』第三六巻第五・六合併合所収)参照、この大集会については前掲拙稿で詳論しているので参照されたい。
- (8) 高原家文書「明治十八年分・十九年分農事通信」参照。
- (9) 『大日本農会福岡支会報告』第一回〜第九回(明治一六年九月〜同一八年一月)によれば、会員数は明治一六年九月三一九名、同一六年一月三四〇名、同一七年四月四三一名、同一七年六月四三七名、同一七年一月四三七名、同一八年一月三八一名、同一八年四月三五六名、同一八年一〇月三六一名となっている。
- (10) 『福岡日日新聞』(明治二二年一月二六日付)に次の広告が掲載された。
当支会都合ニ依り閉会致候条、此旨従来会員諸君へ稟告ス 明治廿二年一月廿六日 大日本農会福岡支会
- (11) 『福岡日日新聞』(明治一八年二月七日付)より引用。
- (12) 『福岡日日新聞』(明治一七年一月九日付)参照。
- (13) 『福岡農事協会雑誌』第四号(明治二一年五月)所収「本会加入人名」による。

- (14) 『福岡県勸業年報』第十回（明治二〇年）所収。
同前。
- (15) 『福岡農事協会雑誌』第七号（明治二二年七月）所収。
同前、第八号（明治二三年五月）所収。
同前。
- (16) 高原文書所収。
- (17) 同前。
- (18) 同前。
- (19) 高原文書所収。
- (20) 同前。
- (21) 同前。
- (22) 『日本農業発達史』第二卷、二七二頁より引用。
- (23) 『農工商』第九号（明治二三年七月）所収「京都近傍の農家に牛馬耕を奨む」より引用。
- (24) 同『調査』の詳細な分析は『日本農業発達史』第二卷、二五八〜二八〇頁でおこなわれている。本稿ではこの分析に主によった。
- (25) 高原文書所収。
- (26) 嵐嘉一『近世稲作技術史』（農山漁村文化協会 昭和五〇年）三五三〜三六五頁参照。
- (27) 『日本農業発達史』第二卷、二六〇〜二六二頁参照。
- (28) 同前、二七三頁〜二七六頁参照。
- (29) 同前、二七四頁参照。
- (30) 『農工商臨時雑報』第一号（京都府、明治二二年）所収「明治廿一年林遠里米作改良法試験田坪刈成蹟調」の前文による。同資料は徳永光俊氏より提供をうけた。記して感謝の意を表する。
- (31) 同品種は吉祥院村の指導者奥田仁兵衛によって普及されたもので、その名を冠したのである（『日本農業発達史』第三卷、四〇八頁参照）。
- (32) 『京都府第五回勸業統計報告』（明治二〇年に係る分）所収。
同前、所収。
- (33) 林遠里以外の農法についての詳細は不明であるが、同『日誌』によれば、壬生谷氏の方法とは陸苗に関するものと思われる。即断は避けねばならないが、その農法の特徴から壬生谷氏とは愛媛県伊予国温泉郡東野村の丹生谷亮之と考えられる。彼は明治一〇年代に全国各地を遊歴し、農談会などで彼の稲作改良法を演説している。明治一八年（一八八五）には、福岡県鞍手郡勸業会で演説をおこなった記録がある。中村直三の床直し法とは、甲・乙二つの本田に、乙田↓甲田↓乙田と植なおしをする方法と記述している。大岡利左衛門の選種法については記述がない。今後の調査・研究にまちたい。
- (34) 桑原正信「京都府農会の成立」（『日本農業発達史』第三卷、所収）、三橋時雄・荒木幹雄「京都府農業発達史」（京都府農村研究所、一九六一年）、高久嶺之介「明治憲法体制と地方民党運動」（『日本史研究』第一六三号所収）など参照。

(36) 興農会では林遠里稲作改良法の実験とともに（『京都府第五回勸業統計報告』所収「試験田成績表」の試験担当者中に同会の名をみることができ）、沢野淳のものとしての苗代改良法の実験（『農工商』第一九号、明治二四年五月、所収）をおこなっている。さらに、久世郡富野庄村農事奨励会では、林遠里・酒匂常明両名の改良法の可否をめぐって激しい論議がおこなわれている（『農工商』第一〇号、明治二三年八月参照）。これらは高位稲作生産力水準を示す地方での老農たちの立場に態度を示すものと考えてよいであろう。

(37) 『農工商臨時雑報』第一号（京都府、明治二二年）所収「明治廿一年林遠里米作改良試験田坪刈成績調」参照。

(38) 同前参照。林遠里稲作改良法普及のための試験田は、その後も設置されるが、注第1表にみられるように、各地方の各数字ともに急速に減少している。もはや明治二五年（一八九二）には同法による「成績表」は姿を消し、農事改良は「農用肥料ノ改良」（『京都府第十回勸業統計報告』）の問題に転換している。

注表1 京都府下試験田変遷表

年	山		城		丹		波		丹		後		計			
	反別 所村 数 人員数	反別 所村 数 人員数	反別 所村 数 人員数	反別 所村 数 人員数	反別 所村 数 人員数	反別 所村 数 人員数	反別 所村 数 人員数	反別 所村 数 人員数	反別 所村 数 人員数	反別 所村 数 人員数	反別 所村 数 人員数	反別 所村 数 人員数	反別 所村 数 人員数	反別 所村 数 人員数		
1888 (M21)	132	85	84	182	259	400	310	394	244	467	348	441	635	1,052	742	1,017
1889 (M22)	112	167	62	167	171	251	57	251	214	370	37	370	497	788	156	788
1890 (M23)	94	101	33	99	114	163	46	151	119	194	52	192	327	458	131	442

【注】各年「京都府勸業統計報告」所収「米作改良試験成績表」より作成。

『福岡県史』所収「実業教師書簡」より引用。

この点、高原協三氏の御教授による。記して感謝の意を表す。

『福岡県史』所収。

高原家文書所収。

注(42)の資料による。

林家文書（一七）「卒業社員人名簿」（仮題）による。

林家文書（七七）「林遠里富山県招聘に際しての高原謙次郎送辞」（仮題）。

(46)(45)(44)(43)(42)(41)(40)(39) 『福岡勸業雑誌』第一回（明治二四年六月）、同第二回（明治二四年八月）による。

(47) 『福岡県勸業月報』第一一三回（明治二四年三月）所収「勸業月報廃止ノ理由」による。

第十八章 栃木県における実業教師谷茂三の活動

一 明治三十五年一月『巡回日誌帳』を素材に――

本章の目的は、栃木県へ派遣された谷茂三の書き記した『巡回日誌帳』を素材とし、栃木県那須・塩谷両郡を中心として改良法の指導伝習に従事した彼の活動を復元することである。

一 明治二〇年代における栃木県農業の概略

明治二〇年代の栃木県農業の特徴をあげるとすれば、北関東畑作地帯と表現されるように、畑作生産の比重が相対的に高いということがあげられよう。

まず、第6―1表で、栃木県下各郡の明治三十五年（一八九二）段階での田畑構成をみてみよう。

栃木県全体で田畑構成は、畑四七・二四%で田の四三・〇%を超え、畑勝ちの耕地構成である事がわかる。しかし、そのなかにあっても、河内郡、芳賀郡、塩谷郡、足利郡、梁田郡は田の比率が畑の比率を超えている。

次に、明治三十二年（一八八八）での農産物生産額を第6―2表で検討しよう。

田畑構成からも類推できるように、麦類、工芸作物（棉・干瓢・煙草・藍など）のほかにも、いも類、野菜、豆類、雑穀などの普通畑作物の比重がある程度の高さを占めている。この事は、部門別、作物別にみて、畑作を中心とした北関東農業の特徴を示すといつてよいであろう。とはいえ、米の生産額は全体の生産額の三五・四%であり、一作物としては圧倒的な割合を示しており、重要作物の一つであることには変わらなかつた。

近代における栃木県での稲作生産力の水準は、一貫して全国平均を上回ることはなかつた。明治三十四年（一八九一）の各郡の米の生産力水準を第6―3表に示した。

作付反別で稲は、下都賀郡が県全体の二一%余りを占め、河内郡（一七・八%）、芳賀郡（一七・四%）と続き、その後にな須（一四・六%）・塩谷（一一・三%）両郡が位置している。当然、これに対応して、収穫高も下都賀郡（二〇・三%）、那須郡（一六・一%）、河内郡（一五・六%）、芳賀郡（一四・四%）、塩谷郡（一二・三%）と上位をそれらの諸郡が占めている。ところが、各郡の反当収量を見てみると、安蘇郡が一・八〇石で第一位であり、この次に足利郡（一・七六石）、上都賀郡（一・六五石）、那須郡（一・五三石）と続き、作付反別、収穫高ともに上位の下都賀郡で反当収量が七位、河内郡で八位、芳賀郡で九位となっている。

このように、作付反別、収穫高ともにその比率で上位を占める諸郡が、反当収量ではそれとは逆に低位に位置することによって、県全体の反当収量レベルを押し下げているのである。このことが、栃木県下においても勸農政策の重要な柱として稲

第6,1表 明治三十五年栃木県下各郡田畑構成

	河内郡	上都賀郡	芳賀郡	下都賀郡	塩谷郡	那須郡	安蘇郡	足利郡	梁田郡	合計
田	八九,九四九	三三,二九〇	九三,三三三	一一,二二六	六三,〇八七	一〇,三〇七	二二,六六六	三三,二四一	一〇,〇一〇	五七,七三三
比率	四七,七三三	一七,〇七〇	四九,〇七〇	五,九一三	三三,〇八七	五,三〇七	一二,二二二	一七,〇七〇	五,二二二	二七,七三三
畑	八,六三三	一〇,七〇七	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
比率	四,三二二	五,六二二	五,二〇〇	五,二〇〇	五,二〇〇	五,二〇〇	五,二〇〇	五,二〇〇	五,二〇〇	五,二〇〇
宅地	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇
比率	六,六三三	六,六二二	六,六〇〇	六,六〇〇	六,六〇〇	六,六〇〇	六,六〇〇	六,六〇〇	六,六〇〇	六,六〇〇
計	一〇二,五八二	四六,九九七	一一六,三三三	二二,四四六	七六,〇八七	二〇,六一四	三五,二六六	四六,二四一	二〇,〇一〇	一〇二,九三三

(注) 明治三十五年「栃木県統計書」より作成 単位：反、%。以下は切り捨て。

第612表 農産物生産額

部門別	部門別生産額		作物別	主要作物別生産額	
	生産額	割合		生産額	割合
米	三二七・四	三五・四	米	三二七・四	三五・四
麦類	一四四・三	一六・一	大麦	七九・二	八・八
工芸作物	二二八・一	一四・三	小麦	五七・三	六・四
いも類	七一・〇	七・九	小麥	五七・一	六・四
野菜類	五八・八	六・六	青芋	五五・八	六・二
豆類	五一・〇	五・七	大豆	三九・六	四・四
雑穀類	四八・一	五・四	大藪	二六・六	三・〇
養蚕	三一・七	三・五	甘藷	一五・六	一・七
果樹	二〇・九	二・三	大栗	一五・〇	一・七
畜産	一四・四	一・六	稗	一四・四	一・六
その他	九・六	一・一	棉	一四・四	一・六
合計	八九五・三	一〇〇・〇	干草	一四・四	一・六
			煙草	一四・四	一・六
			藍	一四・四	一・六
			その他	一四・四	一・六
			合計	八九六・〇	一〇〇・〇

(注) 明治二十一年『栃木県農事調査』(流通資料)による。ただし、本表は『栃木県史』通史編7「近現代二」(二二四頁)より引用。単位：万円、%。合計額が合わないため、本表のように修正した。

第6,3表 栃木県下各郡米反当収量

郡	收穫高	作付反別	反当収量
河内郡	一二三、四六四(一五・六)	一〇一、三三二(一七・八)	一・三二
上都賀郡	六一、五三八(七・八)	三七、二八九(六・六)	一・六五
上賀郡	一一四、二二六(一四・四)	九八、九九七(一七・四)	一・一五
芳賀郡	一六〇、一四五(二〇・三)	一一一、五四八(二二・四)	一・三三
下都賀郡	九七、四七〇(一二・三)	六四、四三二(一一・三)	一・五一
塩谷郡	一二七、三九三(一六・一)	八三、〇五〇(一四・六)	一・五三
那須郡	四九、八九二(六・三)	二七、七一(四・九)	一・八〇
安蘇郡	四一、四六二(五・二)	二三、五二八(四・一)	一・七六
足利郡	一五、二二九(一・九)	一〇、七五三(一・九)	一・四二
梁田郡	七九〇、八〇九(一〇〇・〇)	五六八、六三〇(一〇〇・〇)	一・三九
全体			

(注) 明治二四年「栃木県米穀作付段別及收穫石高概算表」(明治二五年「米作試験成績表」所収)より作成。単位：石、反、%。

作改良が強く意識されることになった要因の一つと考えられる。

『下野新聞』は次のようにいう。

「農産の改良中普通農産たる米麦の改良ほど適切急要なるものはあらず。(中略) 本県下の如き総べての農産に富むとはいへ、其産額の饒多なる其関係の広大なる到底米麦の右に出るものあることなし。九郡十一万余町歩の耕地、反獲一斗を増すも已に十一万余石の増収を得んとす。実に忽諸に付すべからざるは米麦作にぞある」(明治二十四年二月一九日付)として、米麦作改良の緊急性を強調するのである。

当時開催されていた県下各地の農談諸会でも米麦作の改良が重要な議題となっていた。

明治二四(一八九一)年三月二日には、塩谷郡矢板で米麦選種法講話会が開催された。同年五月一五日開催の河内郡国本村農談会では、水陸米栽培法について移植法、施肥法、播種法などが談話され、翌日一六日の同郡豊郷村農談会では、米麦改良作について談話された。また、同年五月二三日には、河内郡羽黒村農談会が開催され、村長より問題として、米麦作改良、紫雲英播種、養蚕農業組合の設置、杉林と雑木林との割合などが提出された。その場で米麦作改良について佐藤農芸教師が、「米麦の収穫多量を得るには、学理を応用し、肥料の性質を講究して、米麦の草生を健康ならしめ、結実を完全ならしむるの方法を殆ど二時間の長さ演説をなし」たことを『下野新聞』は伝えている。

二 県下稲作改良の方向

さて、明治二〇年代において本格化する栃木県での稲作改良奨励策の特徴は、いわゆる近代農学と老農農法とが同時期に導入されたという点にあった。農学士を農芸教師として聘用し、近代農学に基づく農事指導、すなわち県下各所に農事講習所を開設し近代農学的素養を教習し、稲作試験を各地でおこなった。その一方で、福岡県老農林遠里を招聘し県下を巡回指導させ、続いて勸農社から実業教師を聘用し、試験田での遠里稲作改良法の指導伝習に当たらせるといふものであった。

石川県や島根県・京都府などのような、明治一〇年代末から同二二、三年頃まで、まず老農農法を農事奨励の軸に据えたような老農農法導入「先発府県」とは異なり、このことは、その導入の「後発県」としての一つの姿を示しているといえよう。

こういった県下稲作改良の状況を反映した二つの『成績表』を我々は現在みることができる。一つは、明治二五年(一八九二)四月に県より出版された『米作試験成績表』であり、もう一つは遠里改良法に基づく試験結果を記した『林遠里法米作試験成績表』である。後者に関しては、谷茂三の改良法指導を検討する本章第四節で取り扱うこととし、ここでは、前者の『成績表』を検討することから、この時期の県下における稲作改良の方向をかいまみることにしよう。

この『米作試験成績表』には、「農芸教師ノ監督ニ係ル試験ト有志者ノ特ニ試験シタルモノトヲ問ハス、県庁ニ其成績ヲ報告シタルモノハ之ヲ蒐集シテ登載シタリ」

として作成・出版されたものである。

同『成績表』には、三二例の試験報告が掲載されている。その内容は、①選種及び施肥法試験四例、②施肥法試験一六例、③品種試験一例、④苗再植試験二例、⑤挿秧試験一例、⑥寒水浸・土圃い法試験五例、⑦総合試験二例、⑧その他一例であった。掲載例の少ない③以下からまず見てみよう。

③の品種試験は那須郡向田村の羽石広右衛門の神力種の試作結果が掲載されている。この試作で反当五石五斗の収量をあげている神力種は、那須郡において明治二年（一八八八）から郡長を先頭に試作されていたが、当初は同品種があまりに晩熟であったことから思わしい成果をあげなかったが、二三年には好調で多収穫を實現したため、郡内での配布・普及が試みられたということであった。そのなかでの、一つの結果が羽石の試作報告であった。いわば、この試作は、当時西日本を中心としておこった神力ブームに乗った県下での一つの動きを象徴していた。

④の稲再植法試験は二例掲載されている。広島県の老農である衆樹一介によって紹介されたとする稲再植法とは、苗代疎播法に代わる健苗育成法であり、この効果については、『報告書』の編者は、「再植法ノ得失ハ未タ断定スル能ハサレトモ、兎モ角土壤ノ温度高キ処ニテハ、再植ノ為メ稲根増殖ノ一方便トナルベキヲ以テ、多少其効アルベシ」と述べている。二例の試験結果からは顕著な効果を示さなかったが、稲根を増殖させて健苗を育てるという「多少」の効果を認めているのである。

衆樹一介と再植法については、『海田町史』にも紹介されており、広島県下では知られた老農のようであるが、北関東地方までその方法が紹介され、実際に地元農民が試作をしている点は、改良法の情報伝達という面から興味深い。

⑤の挿秧試験は、「稲作挿秧疎密得失試験成績」として河内郡本郷村の鈴木儀十郎の成績表が掲載されている。試験地を八区に分け、選種は全て塩水選で行われ、五月一八日播種、六月一六日移植、除草が四回行われている。第一区と第二区は、一株本数を前者で一本、後者で二本と変化させている以外は他の条件（品種、施肥量）を全て同一にしているが、第三区以降は、一坪株数、一株本数ともに変化させた場合と、二つの条件を同一にして肥料内容を変化させた場合とが見られ、そのもとで第一区との収量比較を行っている。

この試作に対して佐藤農芸教師が、「株数本数ノ試験ヲナサントセハ、種類及肥料ノ如キハ悉ク同一ナラシメサルベカラズ。唯タ、第一区及第二区ハ其ノ方法ヲ得タルカ如ク、以テ疎植ノ優勝ヲ示スニ足ル」と指摘しているように、本来の疎植法の比較試験としては不十分な内容であったが、一区と二区とは比較要件を満たしており、それから判断して疎植の優位性を結論づけている。付言において本書編集者も「従来ノ如ク、余リ密植シタルモノト、一株ノ本数ヲ多カラシムルハ、其収利減少スルガ如シ」と述べ、密植の弊害を指摘しているのである。

⑥の寒水浸・土圃い法試験については、三例が他の選種法との比較試験、一例が遠里改良法に基づく試作（河内郡絹島村 神山藤次郎担当）、もう一例が「旧慣」稲作法と遠里改良法との全体的な比較試験（芳賀郡大内村 増山守三郎担当）計五

例が報告されている。ここでは、他の選種法との比較試験をおこなった三例について検討してみよう。

塩谷郡氏家町の村上秀四郎は試験地を三区に分け、第一区寒水浸、第二区普通、第三区塩水選としている。しかし、土質、等級、面積、品種、施肥量を同一にしながらも、一坪株数を第一区七六、第二区四二、第三区四二、一株本数を第一区一本、第二区五本、第三区五本としたため、普通法に対する増収が第一区三升六合、第三区一升と報告しながら、純粹に選種法の相違による増収であるか判断できない試験内容であった。この試験結果に対して佐藤農芸教師は、「撰種法ヲ異ニスルト同時ニ之レカ株数ト本数トヲ異ニセリ、夫レ此ノ如キノ方法ニテハ、譬ヒ其ノ結果ニ差異アリトスルモ、未タ以テ一概ニ撰種法ノ優劣ヲ判定スヘキニアラス」として、寒水浸に関しては判定を留保するが、塩水選に関しては「普通撰ト塩水撰トハ同様ノ手續キヲ以テシタルカ故ニ、其ノ効験ヲ知ルヲ得ル」としている。

塩谷郡片岡村の斎藤寿は試験地を三区に分け、第一区寒水浸、第二区土囲い、第三区普通法とし、第三区に対して第一区一斗五升、第二区四斗六升の増収を報告している。しかし、斎藤の比較試験も、一坪株数（第一区九〇、第二区八八、第三区一〇六）と一株本数（第一区三、第二区三、第三区八）を違えておこなわれている。そのため佐藤農芸教師からは「疎植ト密植トハ大ニ稲ノ生長ニ関係ヲ及ホシ、従テ収穫ニ影響スル事甚タ大ナルベケレハナリ」と述べ、試験法の不備を指摘するのである。

塩谷郡喜連川町の佐野進は、試験地を五区に分け、第一区普通、第二区普通土囲い、第三、四、五区を塩水選で試作を行っている。佐野も他の条件をそれぞれ同一にしているため、第二区が第一区に対して反当一石二斗の増収を実現しているにも関わらず、編者は「如此試験ニテハ何ノ原因ニヨリ収穫ニ増減ヲ来タシタルカヲ探求シ能ハサレバナリ」として、佐藤農芸教師と同じく試験方法の不備を指摘するのである。

しかし、佐藤が遠里改良法による増収にかなり懐疑的であるのに対して、編者は、その試験方法の不備を指摘しながらも、次のようにその実効性は現実として認める立場である。

此試験ニ於テハ孰レモ播種量ヲ異ニシ、且挿秧ニ疎密アルヲ以テ、強チ其効ヲシテ寒水浸タシ又ハ土囲法ニノミ帰セシムル事能ハサルベキカ、雖然、前述スルガ如ク其実効アリシ事ハ、事実掩フ可カラサルナリ

⑦の総合試験の二例は、一例が塩水選・化学肥料施用を基礎にした稲作全般の試作であり、もう一例が那須郡黒羽高等小学校生徒による総合的稲作試験であった。

⑧のその他は、従来の坪刈試験に代わる試験方法についての試験であった。①の選種及び施肥法試験は四例が掲載されている。この四例とも在来法（唐箕選、水選など）と塩水選との比較試験であり、後述の肥料比較試験も兼ねている。それぞれの比較試験での増収結果に対して、まず、佐藤農芸教師は、「塩水撰ノ効能ト磷酸肥料ノ効験トハ、実ニ常人ヲ驚スニ足ルモノナリ」と述べ、編集者は、「塩水

撰ノ利益アルヲ知ルニ足レリ⁽¹⁷⁾、また「是レ全ク塩水撰ノ効力ナラシ⁽¹⁸⁾」と述べ、塩水選種法を在来法に比して増収効果をもたらすものとして絶賛するのである。

この『成績表』に掲載された試験報告の中で一番多くを数えたのが、②の施肥をめぐる試験であった。一六例の試作報告が掲載されている。報告数だけをみれば、栃木県での稲作改良の方向として、施肥技術の改良に比重がかかっていると考えられなくもない。

この施肥試験の内容は、在来施肥技術と、それに無機質化学肥料としての過磷酸石灰肥料とトーマス燐肥などの燐酸肥を添加した施肥技術を比較したものが主で、他に二例、紫雲英施肥試験報告が掲載されている。

この紫雲英施肥試験に対して、編集者は「孰レモ良好ノ成績アリ、(中略)肥料ニテ費用ヲ減少シタルノミナラズ、収穫ニ於テ利益ヲ増セリ、(中略)其効顕ノ著シキヲ知ルベシ⁽¹⁹⁾」としている。ただし、県内で自生しているものよりは、試験者の一人である河内郡宇都宮町の木村恒治が種子を滋賀県から購入し栽培施肥試験にあてているように、生育の旺盛な移入種(滋賀県産、岐阜県産)を購入し、播種栽培した方が効用が大きいとしているのである。

最後に、施肥試験一六例中一四例にのぼる燐酸肥添加試験について検討したい。この一四例の施肥試験の一二例で塩水選種法が施されている点に注目しておこう。塩水選が近代農学的肥料試験にとって前提条件となっている事を示している。

まず、比較の基準となる「旧慣」「普通」と称されるいくつかの肥料の構成を見てみよう。①藁+青草+石灰②厩肥+青草③厩肥+落ち葉④石灰+大豆青肥+大豆+厩肥⑤人糞+厩肥⑥厩肥+青草⑦積肥+石灰+大豆⑧厩肥+粕+青草などである。この肥料構成を基準にし、それに過磷酸石灰やトーマス燐肥などの燐酸化学肥料を添加したものと収量比較を行っているのである。

化学肥料試用による増収を実現した事例はそれほど多くなく、結果として顕著な増収を実現したのは、那須郡那珂村の佐藤富四郎と足利郡菱村の攪上丑太郎の試作であった。佐藤の試作では、⑧厩肥+粕+青草の肥料構成に対し、粕を除いてその代わりに過磷酸石灰とトーマス燐肥をそれぞれ添加したものと比較した結果、前者で一斗二合、後者で一斗六合の増収を実現しているのである。攪上の試作では、①藁+青草+石灰の肥料構成に対して、厩肥+青草+過磷酸石灰+大豆の構成をしたものが九升五合四勺の増収を実現しているのである。

佐藤農芸教師は、前者の試験に対して、「此ノ試験ニ於テ燐酸肥料ノ特効ヲ呈セシハ、実ニ驚クヘキ程ナリ⁽²⁰⁾」と述べ、後者の試験に対しても同じく「燐酸肥ノ特効アリシハ、実ニ驚クベキ程ナリ⁽²¹⁾」と述べている。

佐藤農芸教師の思惑としては、窒素と燐酸の協同による充分な施肥、特に近代農学者がその施用を奨励していた稲作燐酸肥の効能を強調することであったろう⁽²²⁾。それにも関わらず、結果として著効を示した試験が少なかった事から、その原因を試験地の土質、肥沃度、試験人の試験法、過磷酸石灰とトーマス燐肥の肥効の違いなどに求めるのである。また、皮肉にも化学肥料を試用せずに、在来の有機質肥料の

施用のみの方が収益が高いという試験事例が三例ほど報告されている。一例をあげれば、河内郡本郷村の鈴木儀十郎の試験田である。ここでは、厩肥＋粕の肥料構成で、一反歩肥料代金七円、一反歩収穫米代金一円六三銭七厘、差引四円六三銭七厘の第一区に対して、それに過燐酸肥料を添加した第二区では、一反歩肥料代金一〇円九〇銭、一反歩収穫米代金一二円三九銭六厘、差引一円四九銭六厘という結果を示している。

この『成績表』の検討でもわかるように、栃木県下での稲作改良の一つの方向として、近代農学的方向が大きな柱としてあったことがうかがえる。化学肥料、特に燐酸肥の導入が強く意識されている点、第二に、施肥試験のほとんどで当然のように選種法として塩水選が施行され、相当なレベルでその導入・普及が見られる点などである。

しかし、その試験にも関わらず、「旧慣」法の絶対的劣位を証明するまでにいたらず、また老農農法に対しても、その試験法の不十分さを指摘しながらも、その実効性を否定し得ないでいるというのが事実であろう。このことは、明治二〇年代を通しての近代農学と老農農法の技術的拮抗期の一つの姿を示しているといえよう。

それでは、県下改良法のもう一つの方向であった老農農法の導入についてどのようなものであったかを次に検討しよう。林遠里と勸農社実業教師の招聘である。

三 林遠里の巡回演説

遠里は、明治二四年五月六日に県庁で農事巡回教師の辞令を受け、宇都宮町の河内郡役所での演説を皮切りに、同年六月二日まで、第614表のような順路で県下を一巡し、改良法の演説と指導をおこなうことになった。

遠里の演説会での盛況ぶりを『下野新聞』は次のように伝えている。

○農事講演会の景況 一昨日当地郡衙樓上に於て開きたる福岡県の老農林遠里翁が講演には、県庁より書記官、参事官、農商課員、衛生課員、師範学校よりは広瀬教頭始め職員生徒数十名、中学校も中根校長以下生徒数十名を引き連れ、其他郡吏、町村吏、各村の農事篤志者数百名の傍聴者あり。午後一時頃席定まるを待ちて、林氏米作改良に関する事を苗代、施肥、耕作等の数項に分ち反覆丁寧²³に講演せられ、疑はしき所を質問する者あれば一々之を説明し、四時間計りの長時間諄々と説き来り。閉会せしは同午後六時頃なりき（明治二四年五月八日付）

この時に行った演説筆記は、県が明治二四年（一八九一）七月二八日付で『老農林遠里演説筆記』として出版している。また、それにとどまらず、那須郡では那須農友会²³が中心となって別刷りを作成し配布することになった。

遠里の巡回演説は、徳久書記官を筆頭とした県勸業当局の奨励と相俟って、地元農民の遠里改良法着手の大きな契機となった。芳賀郡大内村の増山守三郎は「客年本県ニ於テ福岡県老農林遠里ヲ招聘シ、各地ニ於テ米作上ノ演説ヲ為スヤ、同人五、

第614表 明治二十四年栃木県下における林遠里巡回日割表

日時	演説所	日時	演説所
五月六日	河内郡宇都宮町	同 一〇日	下都賀郡小山町大字小山
同 七日	塩谷郡氏家町大字氏家	同 一一日	同 郡栃木町大字栃木
同 八日	同 郡大宮村大字大宮	同 一三日	上都賀郡清洲村大字北半田
同 九日	同 郡矢板村大字矢板	同 一四日	同 郡鹿沼町大字鹿沼
同 一〇日	那須郡大田原町大字大田原	同 一五日	同 郡落合村大字小代
同 一一日	同 郡蘆野町大字蘆野	同 一七日	河内郡富屋村大字徳次郎
同 一二日	那須郡黒羽町大字黒羽田町	同 一九日	下都賀郡小野寺村大字三谷
同 一四日	同 郡烏山町	同 三〇日	安蘇郡佐野町
同 一六日	芳賀郡市羽村大字市塙	同 三一日	同 郡田沼町大字田沼
同 一七日	同 郡水橋村大字西水沼	六月一日	足利郡毛野村大字大久保
同 一八日	同 郡真岡町大字真岡	同 二日	同 郡足利町大字足利
同 一九日	河内郡上三川村大字上三川		

(注) 「下野新聞」(明治二十四年五月一日付、同八日付)を参照。

六ヶ所ニ至リ之ヲ聴聞シ、加之多年自カラ経験セル方法ヲ林氏ニ談話シ、其利害得失ニ付教示ヲ請ヘタル等、其熱心感スベシトス」と評され、「旧慣」法と遠里改良法との比較試験に着手している。

また、河内郡絹島村の神山藤次郎も「昨廿四年本県ニテ福岡県老農林遠里ヲ招聘シ、米作上ニ関スル講演アリ、余之ヲ聴聞シ大ヒニ感スル処アルヲ以テ、直チニ試験ニ着手セントシタレトモ、時已ニ期節ヲ経過シ、稲苗ハ将サニ生育シテ一二寸ニ至リタルヲ以テ、之レニ倣フ事能ハザリシ、然レトモ、多少同氏ノ法ニヨリ栽培ヲ試ミント欲シ、苗ノ密生シタルモノヲ疎抜シ、又疎植及ヒ肥料醸造等ヲ為シタルニ、其米作ノ結果ハ頗ル良好ナリキ」というものであった。遠里の巡回は、第6―4表のように五月六日から六月二日にかけての時期であったため、苗代法からの改良には遅すぎた。そこで神山は厚蒔き状態の幼苗を間引き、健苗を育成し、疎植をおこない、そして、本田に施用する肥料の製造もおこない、多収を実現したというものであった。

四 勸農社実業教師谷茂三の『巡回日誌帳』

栃木県に勸農社から派遣された実業教師は、谷茂三（月俸一五円、明治二四年一〇月）同二七年一月、那須・塩谷両郡担当）の他に、船越源太郎（月俸一八円、明治二三年四月）同二四年一月、下都賀郡担当）、津上千太郎（月俸不詳、派遣期間不詳、上都賀・下都賀両郡担当、おそらく船越の後任と思われる）、鎌田恵三（月俸一五円、明治二五年四月）、河内・芳賀両郡担当）、草場利作（月俸一五円、明治二四年一〇月）、安蘇・足利・梁田三郡担当、明治二六年九月八日に派遣地の安蘇郡佐野町で病死）であり、さらに、林遠里宛の書簡によれば、明治二八年以降、上記の教師たちの活動を引き継ぐ形で、鳥越猿吉（河内・芳賀郡担当）、樋口久五郎（那須・塩谷郡担当）、藤野善太郎（下都賀郡栃木町派遣）、神納五三郎（不明）らが派遣された。

本節で検討を加える『巡回日誌帳』を書き綴った勸農社実業教師谷茂三は、天保一〇年（一八三九）五月二日に筑前国那珂郡五十川村（明治二二年より日佐村大字五十川、現福岡市南区五十川）に生まれ、万延元年（一八六〇）九月一五日に谷家に入家し、文久三年（一八六三）五月七日に長男勘吉をもうける。明治一六年（一八八三）一月一六日には、茂三は勘吉に家督を譲り隠居するが、明治二五年（一八九二）には、後妻ゆきと、その間に生まれた寅吉、清吉、浦吉、源三郎を連れ、分家するのである。

明治二四年（一八九一）段階での谷家の所有田畑は、田二町四反四畝六歩（地価一一〇四円四八銭）、畑六反七畝九歩（地価八七円六四銭）、宅地一反五畝一三歩（地価三九円五銭五厘）、山林原野四反五畝二四歩（地価五円三六銭三厘）であった。これらの所有規模から見て、手作地主層としての地位を村内に築いていたことがうかがえる。

谷家の居村五十川村を含む那珂郡は、怡土郡・志摩郡・早良郡・御笠郡などと
もに、福岡在来農法の技術的基盤を形成していた地域であり、その技術的習得者と
しての老農を多く生みだし、その結果全国に派遣された多くの実業教師を輩出した
地域でもあった。

ちなみに、明治二四、五年（一八九一、九二）に勸農社が拡張されたときに、重
留の本場とは別に、二つの支場が設置されるが、そのうち第二農場がこの五十川に
置かれたことから、一時期のこの地域と勸農社とのつながりの強さを窺わせる。

谷の『巡回日誌帳』は、「明治二十五年十一月 巡回日誌帳」と表書きされた三
〇丁足らずの小横帳である。そのうち、最初の四丁ほどは後に合綴されたと思われ、
実際の記事は同年九月二三日より始まっている。

県地出發、那須郡大田原町試験田検分候処、先日見込と相替不申、同所二泊
宇都宮から那須郡大田原の試験田に検分に出向き、先日の見込みと変わらず、同
地に宿泊したことを伝えている。

谷は、当初宇都宮を拠点に活動をしているが、彼の担当郡が河内・芳賀両郡の数
カ所を含みながらも、那須・塩谷両郡が中心であった事から、河内・芳賀両郡担当
のために派遣された鎌田恵三に芳賀郡市羽村大字赤羽他三カ所（芳賀郡真岡、河内
郡横川村大字上横田、河内郡豊郷村大字関堀）の試験田での指導を引き継いだ後、
明治二六年（一八九三）五月一二日には、那須郡役所の所在地であった大田原町に
引越した。それ以後は、宇都宮に幾度か立ち寄り滞在するが、大田原を拠点とし
て両郡を巡回し、散在する試験田での遠里改良法の指導・伝習に当たることになる
のである。

『日誌』中に見られる彼の担当試験田は、二カ所にのぼる。『日誌』が書き起
こされた明治二五年（一八九二）九月から最後の記載日である明治二七年（一八九
四）一月二七日まで、だいたい時期的に三つに区分することができる。それぞれの
時期ごとに担当試験田所在地をまとめたものが、第6―5表である。この表をもと
に作成したのが第6―1図の谷担当試験田所在地の地図である。

谷の担当試験田は、那須扇状地と栃木県下を流れる主要河川（荒川、内川、那珂
川、鬼怒川、蛇尾川、箒川など）の両側に展開する沖積地水田地帯に点在していた
のである。

第一期の巡回順路は、宇都宮↓大田原↓境林↓宇都宮（一泊二日）、宇都宮↓赤
羽↓宇都宮（同前）、宇都宮↓境林↓宇都宮（三泊四日）、宇都宮↓境林↓大田原
↓伊王野↓余瀬（那須郡川西町、農談会出席）↓宇都宮（四泊五日）というもので、
余瀬での農談会出席のため巡回地域が広がった以外は、巡回道程は単純で、担当箇
所もそれほど多くなかった。

しかし、第二期である明治二五年（一八九二）一月からの本格的な指導伝習活
動の開始と担当試験田の増加により、巡回は頻繁になり、エリアも大きく広がった。
第二期で宇都宮を寄宿地としていた時期の巡回経路の主なものは次のようなもの
である。

第6,5表 谷担当試験田所在地一覧

第一 期	第二 期	第三 期
<p>明治二五年一〇月</p> <p>那須郡大田原町大字大田原 塩谷郡矢板村大字境林 那須郡伊王野村大字伊王野 芳賀郡市羽村大字赤羽</p>	<p>二五 年 一二月一二月一〇月</p> <p>大田原(継統) 赤羽(継統、一二六年四月) 塩谷郡矢板村大字川崎反町 塩谷郡氏家町大字氏家 那須郡那珂村大字小川 塩谷郡氏家町大字校野 那須郡下江川村大字下川井 那須郡下江川村大字熊田 那須郡上江川村大字鹿子畑 芳賀郡真岡(一二六年三月) 河内郡横川村大字上横田 (一二六年三月) 河内郡豊郷村大字関堀 (一二六年三月) 那須郡金田村大字市野沢</p>	<p>二七年一二月一</p> <p>市野沢(継統) 那須郡黒羽町大字八塩 那須郡伊王野村大字東岩崎 塩谷郡矢板村大字幸岡 塩谷郡喜連川町大字葛城 塩谷郡阿久津村大字上阿久津 那須郡親園村</p>

(注) 谷度三『巡回日記帳』より作成。



第6-1 図 谷担当試験田所在地

宇都宮↓川崎反町↓桜野↓小川↓鹿子畑↓宇都宮（四泊五日）、宇都宮↓川崎反町↓氏家↓桜野↓小川↓鹿子畑↓下川井↓熊田↓宇都宮（三泊四日）、宇都宮↓氏家↓鹿子畑↓小川↓大田原↓川崎反町↓宇都宮（五泊六日）、宇都宮↓桜野↓鹿子畑↓小川↓桜野↓川崎反町↓宇都宮（六泊七日）、宇都宮↓赤羽↓宇都宮（一泊二日）、宇都宮↓上横田↓宇都宮（日帰り）、宇都宮↓関堀↓宇都宮（日帰り）などであった。

次に、第二期の大田原に引越して以降の巡回経路の主なものをあげておこう。

大田原↓小川↓鹿子畑↓下川井↓熊田↓桜野↓川崎反町↓大田原（四泊五日）、大田原↓市野沢↓大田原（日帰り）、大田原↓川崎反町↓桜野↓鹿子畑↓小川↓鹿子畑↓大田原（五泊六日）、大田原↓小川↓鹿子畑↓下川井↓熊田↓喜連川↓桜野↓宇都宮↓桜野↓片岡（塩谷郡）↓川崎反町↓桜野↓大田原（八泊九日）などであった。宇都宮を寄宿地として巡回していたときよりも、その道程は比較的無駄がなく、ほぼ円を描くように巡回がおこなわれていたことがわかる。

第三期には、巡回のエリアは大田原を中心として北側にも広がりを見せている。

大田原↓市野沢↓黒羽↓東岩崎↓伊王野↓市野沢↓大田原（二泊三日）、大田原↓幸岡↓矢板↓喜連川↓上阿久津↓阿久津↓大田原（三泊四日）、大田原↓黒羽町八塩↓伊王野↓大田原（二泊三日）、大田原↓親岡村↓大田原（日帰り）などであった。

試験田での谷の具体的な指導伝習内容を体系的に把握するためには、彼の活動の三期間の内、稲作の一サイクル全般に関わった第二期のいくつかの試験田を取り上げるのが賢明であろう。そこで、記述が比較的詳細である川崎反町、小川、桜野に所在する試験田での彼の具体的活動内容を検討しよう。そのために、第6―6表を作成した。

明治二六年（一八九三）一月から一二月にかけて、冬蒔き畑苗代造成のためそれぞれの試作人に対して苗代肥料の製造法と施肥法が談話されている。明治二七年（一九八四）一月に入って、畑苗代の造成と播種がおこなわれている。続いて、春蒔き水苗代用の種糊に対して川底土囲いの方法が施されている。栃木県では、この二つの方法、すなわち冬蒔き畑苗代法と川底土囲い法が、遠里改良法の技術的中心をなすものとして認識されていたのである。

二月には記述がないが、三月一五日に福岡から宇都宮に帰着したという記事から推察して、帰省出発日は確定できないが、この時期に谷は福岡に帰省していた模様である。宇都宮に帰着後、翌日の三月一六日には、早速、川底土囲いの種糊の点検とその囲い直し、さらには冬蒔きの畑苗代の上に鳥害防止のために覆っていた藁の掛け直しを行っている。

四月に入ってから、上旬には水苗代肥料製造法の談話と、畑苗代および川底土囲い種糊の点検をおこなっている。中旬には、小川の試験田で田畑の馬耕をおこなっている。この時期に、水苗代播種用として長期間（三カ月ほど）川底の土に埋めておいた種糊を引き上げ、発芽の手続きが施されている。四月下旬には水苗代整備と

同時に播種がおこなわれた。

五月中旬に水苗代・畑苗代ともに、苗育成の視察・点検のために巡回し、同月下旬には本田移植の前段階として移植法と除草法が試験人に談話されている。本田移植は六月一四日から同月二一日にかけておこなわれ、小川の試験田では六月二五日に、つづいて川崎反町（七月二日）、桜野（同日）に蟹爪打ち（雁爪打ち）が一歩除草としておこなわれている。

七月から八月にかけて、試験田の視察を繰り返しながら、二番から五番までの除草法と水管理について談話がなされ、小川の試験田では八月二日に畑での馬耕法の伝習がみられた。

八月二〇日の試験田巡回時に桜野の試験田で虫害が発生しているのを発見している。『日誌帳』には、「大字桜野試験田試験シ候処、少コヌカ虫害有之候得共、其駆除法不能、天気晴次第駆除致ス見込ニテ、同所出發」と記している。桜野の試験田でコヌカ虫の発生を確認しながら、雨天のためか、駆除法に必要な油、注油器などを携帯していなかったためか、当日に駆除法を施行しなかった。同月二四日に再び同試験田を視察した折、ウンカの減少がみられ、駆除は見合わせられた。

九月二九日には、早くも小川の試験田で坪刈が施行され（おそらく早稲品種）、同所で一〇月一九日、二〇日と続き、さらに同月二三日に川崎反町、同月二七日に桜野でも坪刈が施行されている。当然この時期には次年度用の種籾の採種法が試験田で伝習されているのである。

『明治二十六年林遠里法米作試験成績』（栃木県、明治二十七年二月）には、同年の県下での延べ五二カ所の試験田の内二三カ所で「旧慣」法と改良法との比較表が掲載されている。坪当収量は、前者で平均一升七合二勺四才、後者が平均で二升一合一勺一才、差し引き三合八勺七才の改良法の増収が記録されている。

同『成績表』には、詳細な試験田記録が掲載されているので、いままで見てきた谷担当の三つの試験田の成績表を次にあげておこう。第617表に川崎反町の試験人湯沢辰次の成績を示した。

「旧慣」法に対して、二つの選種法（冬蒔き畑苗法、川底土囲い水苗法）による遠里改良法が比較されている。播種期日は①③は四月二九日で同日であるが、②は一月四日となっており、冬蒔き畑苗法の特徴を示している。品種は①が晩稲神力に対して改良法が中稲石白を採用している。反当播種量は、①が八升に対して、②はその五分の一程の一升五合、③は八分の一の一升と極薄蒔きである。

施肥内容は、①が厩肥＋人糞＋粕に対して、改良法は厩肥が①の一〇倍施用され、さらに水肥と刈敷、粕が施用され、肥料代金では改良法は①の三倍ほどになり、改良法がここでは多肥農法である一面を窺う事ができる。一株苗数は、①が七、八本に対して、改良法では一、二本と極疎植である。しかし、坪当株数は、①が四〇株に対して、②が四九株、③が四七株と少し厚植えになっている。

結果的には、「旧慣」法に対して、冬蒔き畑苗法が一石二斗六升、川底土囲い水苗法が一石五斗の増収となっているのである。

第67表 湯沢辰次担当試験田成績表

	① 「旧慣」法	② 改良法	③ 改良法
水陸苗代の区別	普通水苗代	冬蒔き畑苗代	川底土圃い水苗代
土質及び等級	真土六等甲	同上	同上
稲品種	晩熟神力	中熟石白	同上
播種期日	四月二十九日	一月四日	四月二十九日
反当苗代坪数	一六坪	二五坪	一〇坪
反当播種量	八升	一升五合	一升
反当施肥量	厩肥四駄 人糞一荷半 ノ粕一斗	厩肥四〇駄 水肥六荷 刈藪一二束 ノ粕六升	同上 同上 同上 同上 同上 同上
同代価	一円八八錢八厘	五円八七錢三厘	同上
移植期日	六月二日	同上	同上
一株本数	七、八本	一、二本	同上
一坪株数	四〇株	四九株	同上
除草回数	五回	同上	同上
坪刈期日	一〇月二三日	同上	同上
坪刈収量	一升九合	二升三合二勺	二升四合
粃一升重量	二七三匁	二七〇匁	二六〇匁
反当収収量	五石七斗	六石九斗六升	七石二斗
対①增收高		一石二斗六升	一石五斗

(注) 『明治二十六年林邊里米作試験成績』(明治二十七年二月、栃木県)による。

試験人薄井賛寛の担当した小川の試験田では、普通水苗代による「旧慣」法に対して、早・中・晩稲の四品種で五つの改良法との比較試験を第618表のようにならしている。

谷の予想によれば、本試験田で改良法の坪刈は三升内外であったが、実際は表中に見られるように二升前後に終わってしまった。その理由として、試験田の土質が砂土でその下層が礫質であったために、慣行通り排水をした場合、田面に亀裂を生じ、稲根を損傷する危険があったため、谷が排水期日を慣行より二週間延期するよう、区長と協議したが聞き届けられず、その結果、晩稲種の関取と神力を試作した試験田で秕が多く発生したためであると説明している。改良法に適合した一つの技術システムとして慣行を組み替えていく事の難しさを感じさせる。しかし、その増収効果は文字どおり圧倒的であった。

桜野の試験田を担当したのは松山善平であった。「旧慣」法との比較試験はおこなわず、第619表のように二つの改良法が試験されている。

本試験田では、「旧慣」法との比較試験をおこなっていなかったため、巡視の際に試験人に試験田同等の土地で優等の実収をあげた田の籾収量を聞いたところ、五石ないし五石二、三斗とのことであった。そのことから勘案して「本試験ノ成績ハ多少ノ効果ヲ得タルモノト云フヘシ」というものであった。

前述のように、老農農法と近代農学が拮抗し、農学士からの遠里改良法への批判が顕著になる中でも、栃木県では「之ヲ実験ニ徴スルニ、其効果頗ル良好ナリ」として、「将来勉メテ之レガ普及ヲ謀ルヲ以テ利アリトス」と、県での稲作改良策の一つの柱としてその普及を奨励するという基本的立場を表明している。

そして、遠里改良法として奨励された冬蒔き畑苗代法と川底土圃い法の危険性（前者での鳥害、後者での腐敗など）への農業者の危惧に対して、「多クノ報酬ヲ得ントスルニハ、初メ多少ノ失誤ヲ生スルハ素ヨリ免カレサルノ数ナリ」と述べ、さらに「前記危険ノ如キ幾度カ試験ヲナシ、其方法宜ロシキヲ得ルニ於テハ、満足ノ結果ヲ覩ル信シテ疑ハサルナリ」と農業者を激励鼓舞するのである。

しかし、県としても遠里改良法のこの二法に関して、「果シテ收穫ヲ増加スルノ要素ナルヤ否多少疑ヒノ存スルアリ」と前述の確信が揺れ動く。結局、さらに実験を繰り返さない限りその効果に関して断言できないとしながら、遠里改良法の一つの柱である疎播疎植法に関してだけ次のように評価を下したに過ぎなかった。

雖然、苗代ノ蒔蒔ト挿秧本数ノ減却トハ、各地試験ノ成績較著ナルヲ以テ、之ガ利益ヲ唱道スルニ躊躇セス

小括

栃木県での稲作改良奨励策の特徴は、近代農学と老農農法とが同時期に導入された点にあった。近代農学を身につけた農学士と、遠里改良法を身につけた勸農社実業教師とが競合しながら、県下農事改良を点から面へ進めるために活動していった

第69表 檜山善平反当試験田表

水陸苗代区別 土質及等級 稲品種 播種期日 反当苗代坪数 反当播種量 反当施肥量 同代価	① 改良法	② 改良法	移植期日 一株本数 一坪株数 除草回数 坪刈期日 坪刈収量 稲一升重量 反当稲収量	① 改良法	② 改良法
	冬蒔き畑苗代 黒土八等乙 中熟石白 一月七日 二〇歩 二升 厩肥一五駄 粕一斗五升 二円二銭五厘	川底開種水苗代 同上 同上 四月二八日 一〇歩 一升 同上 同上 同上		六月一〇日 一、二本 四二株 五回 一〇月二七日 二升 二五〇匁 六石	同上 同上 同上 同上 同上 一升七合五勺 二七〇匁 五石一斗五升

(注) 「明治二十六年林遠里米作試験成績」(明治二十七年二月、栃木県)による。

のである。

勸農社実業教師が伝習しようとした林遠里稲作改良法は、遠里の県下巡回の折に行った演説と、谷の指導からもわかるように、冬蒔き畑苗代法と川底土囲い水苗代法とに特徴があった。その他、疎播・疎植法、焼肥と醸し肥の製造と施用、虫害駆除法、水管理法、乾田馬耕法などの丹念な稲作栽培技術、すなわち福岡県下の老農として身につけていた福岡在来農法も含まれていた。

乾田馬耕法については、谷が赴任中に二度ほどその伝習を試みているが、同県で導入しようとした改良法の重要な要件を構成していたとは思えない。このことは、おそらく、栃木県が古くからの産馬地帯としてあったこと、それゆえに、馬耕自体も在来の技術としてあったために、その技術的相違にも関わらず強く意識されなかったであろう。

谷は、実に丹念にそして熱心に、寸暇を惜しまず遠里改良法の伝習のために奮闘した。谷の『巡回日誌帳』は、彼の伝習活動を淡々と我々に伝えてくれるが、その行間に彼の誇らしげな姿とともに、風土・人情の異なる地に来ての彼の辛苦を感じ取らずにはおられないのである。

(1) 福岡市南区五十川谷茂氏所蔵、本資料は「勸農社実業教師の巡回日誌―明治二五年以降栃木県における谷茂三の活動―」として『社会科学』（同志社大学人文科学研究所）第四三号（一九八九年三月）に全文を翻刻しているので、参照されたい。

(2) 『栃木県史』通史編7・近現代二（昭和五七年三月）二一五頁参照。

(3) 『下野新聞』明治二四年四月一日付、同年五月一九日付、同年五月二二日付、同年五月二八日付の記事による。

(4) 農事講習所については、前掲『栃木県史』二八二頁―二八五頁参照。

(5) 前掲『栃木県史』では、県下での農事奨励が近代農学の導入に収斂されているが、事実は本章で明らかにするように、林遠里稲作改良法の導入が進められ、その普及指導が県農事奨励策の一つの柱として位置づけられていたのである。栃木県における遠里や実業教師の招聘にとって当時栃木県書記官であった徳久恒範の存在を見落とすことができない。彼は、本書第一章でも触れたように、明治十年代後半の石川県書記官時代から終生、遠里とその思想の熱烈な支持者であり、赴任地先々で遠里改良法の導入に熱心でありつづけた。

(6) 林遠里法に基づく『成績表』は、現在のところ明治二五年と同二六年の二カ年分がそれぞれ出版されていたことを知るが、勸農社の実業教師はそれ以降も派遣されていることから、以後にも『成績表』が出版されている可能性はある。

(7) 『米作試験成績表』（栃木県、明治二五年四月）「付言」より引用。

(8) 神力種については、嵐嘉一『近世稲作技術史』（昭和五〇年一月、農山漁村文化協会）第四章第八節「『神力』および『愛国』種誕生の前夜物語」参照。

(9) 『海田町史』通史編(昭和六一年九月)第五章「近代の海田」四五五〜四五六頁参照。

(10) 前掲『米作試験成績表』二五頁より引用。

(11) 同前五六頁より引用。

(12) 同前同頁より引用。

(13) 同前二三頁より引用。

(14) 同前一頁より引用。

(15) 同前六頁より引用。

(16) 同前一頁より引用。

(17) 同前一二頁より引用。

(18) 同前一九頁より引用。

(19) 同前四〜五頁より引用。

(20) 同前二四頁より引用。

(21) 同前二七頁より引用。

(22) 過磷酸肥料の栃木県での普及にあたって佐藤農芸教師は積極的役割をはたした。

『下野新聞』は次のように伝える。「(前略)此程本県農芸教師佐藤農学士は、本県に取次販売する該肥料(過磷酸肥料―注西村)を農科大学に送り之が分析を依頼したるに、同大学にては長岡助教授之を担任分析し、該肥料百目、中燐酸の量十四目、八百六十目にして、其の現価八百目十三円なれとも十二円位の価なる由、何れにせよ当今にては、先づ廉価なる好肥料なりとの趣き回答及ばれたれば、本県庁にても今は疑ふ所なしと、普く之を各試験人に頒かたれたり」(明治二四年五月一日付)

(23) 明治二四年五月八日発会。発会式の模様は『下野新聞』(明治二五年五月一日付)に詳しい。官民一体となって農事振興のために結成された農会組織である。

(24) 林遠里宛て那須郡書記神田貞書簡(林家文書九〇九―二、明治二四年一〇月八日)参照。

(25) 前掲『米作試験成績表』二八頁〜二九頁より引用。

(26) 同前三七頁より引用。

(27) 谷の『巡回日誌帳』による。

(28) 『実業教手派遣人名一覧表』(『福岡県史』近代史料編「林遠里・勸農社」、

一九九二年三月、所収)、『明治二十六年林遠里法米作試験成績』(明治二七年二月、栃木県)による。

(29) 谷茂氏よりの聞き取りと同家「過去帳」による。

(30) 明治二二年「土地台帳」(谷茂氏所蔵)による。

(31) 栃木県における水田の分布については、有菌正一郎「近世末の農地利用」、同

「明治大正期の農地利用」(『日本の近代化と土地利用変化』一九九二年一月、文部省科学研究費重点領域研究「近代化と環境変化」所収)と『明治大正地図集成』(学生社)を参照した。

(32)

冬蒔き畑苗代法について遠里は栃木県での『演説筆記』では第一等の技術と説明する。以下、第二等―土圍種を畑苗代に春蒔きしたもの、第三等―土圍種を畑苗代に春蒔きし、発生の後に少量の水を注いだもの、第四等―寒水浸の種を畑苗後に水苗代に蒔き付けたもの、としている。川底土圍い法について遠里は「土圍及寒水浸シハ冬蒔ノ略法ニシテ、冬蒔ト同シキ功用ヲ期スルモノナリ」(前述『演説筆記』二二頁より引用)と述べ、土圍い・寒水浸両法が冬蒔き法の略法で同様の効果を持つものとし、川底土圍いの方法を「多ク仮撚ヲ掛ケタル細キ繩ニテ編ミ、薄ク強キ小苞ヲ造リ、其内ニハ初種五升以内ヲ入レ、且ツ別ニ種類ヲ標記シタル竹片ヲ挿入シ、苞ハ繩ニテ三重許リ回シ、緩ク結ヒ、之ヲ水浅クシテ狭キ小川ノ荒砂アル川底ヲ堀リテ埋ムルナリ」と説明している。

(33)

遠里は前述の『演説筆記』で土圍い種の齊一な発芽をうながすために、八十八夜の六、七〇日前に種籾を掘り出し裏返しにして埋め戻すことを述べているが、谷は四、五〇日前の囲い直しになっている。

『明治二十六年林遠里米作試験成績』三八頁参照。

同前三四頁より引用。

同前七頁より引用。

同前同頁より引用。

同前七頁より引用。

同前七頁より引用。

同前八頁より引用。

同前同頁より引用。

前掲『栃木県史』(二一九頁)において馬耕用農具としての大鋤(長床犁)が紹介されている。

(42)(41)(40)(39)(38)(37)(36)(35)(34)

(43)

前述の芳賀郡大内村の増山守三郎の比較試験では、耕深として「旧慣」法の三、四寸に対して遠里改良法では七寸となっており、ほぼ二倍である。おそらく、無床犁による馬耕を行ったものと見られるが、特別にこういった耕耘法の相違について言及がない。